

文化行政の現状と課題

—21世紀に向けた芸術文化の振興と文化財の保護—

総務庁行政監察局 編

近年、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」やゆとりのある生活を重視したいとする国民が多くなっていることなどを背景に、芸術文化の振興への認識が高まっており、国全体としても芸術文化の振興基盤を整備していくことが求められています。

国は、芸術を含めた文化行政を一体的に推進する観点から、昭和43年6月に文部省の外局として文化庁を設置し、国民の自発的な活動を刺激・伸長させるとともに、国民すべてが文化を享受し得るための諸条件を整えることを基本に置きながら、国民や民間団体等の活動として限りあるところを補うことによって、国全体として文化の振興が図られるよう文化行政を推進してきました。

しかし、芸術文化の振興は、総合的に実施されるものとしては比較的新しい分野であるとともに、概念として広く考えられるものであることもあって、施策の理念、目標、基本方針等は定められておらず、これらについて検討していくことが課題となっています。

また、地方公共団体においても、近年、地域の活性化、産業振興等の観点から、地域文化振興のための施策が活発に展開され、公立文化施設の設置等いわゆるハード面については、かなり充実されてきていますが、施設を運営するための人材育成等への対応は不十分であり、いわゆるソフト面の充実が求められています。

さらに、伝統芸能の公開等の事業を行っている文化庁所管の特殊法人である日本芸術文化振興会は、国立劇場や文楽劇場等の運営のほか、平成2年度から政府出資金と民間からの出捐金から成る芸術文化振興基金（基金額は6年度末現在約612億円）を設け芸術文化活動への助成を開始していますが、同基金の運用益は昨今の預貯金金利の低下により減少してきており、基金助成の在り方について検討することが必要となっています。

一方、文化財保護の分野においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の制定により、文化財保護が国民の間で広く定着し、我が国の文化財保護に大きく貢献してきていますが、自然環境や国土開発等の影響を受けやすい史跡名勝天然記念物の中には、指定された当時とは現況が相当変化しているものがみられます。また、地方公共団体については、近年、その役割が増大していることや、文化財保護に係る事務体制が逐次整えられてきていることから、国からの権限委譲の拡大を検討していくことが必要となっています。さらに、近年、国土開発の進展に伴い、埋蔵文化財の保護と開発事業の実施との適切な調整とともに、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化、出土文化財の取扱いの見直し等が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえて、総務庁では、平成6年10月から12月までにかけて芸術文化の振興体

制の整備状況、日本芸術文化振興会の事業の実施状況、文化財保護の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、平成7年11月24日に文部省に対し勧告しました。

勧告事項は、①芸術文化の振興基盤の整備、②国立博物館及び国立美術館の機能の充実、③公立文化施設に対する支援方策の見直し、④特定公益増進法人の認定事務の見直し、⑤日本芸術文化振興会における伝統芸能公開事業の収支の改善、⑥日本芸術文化振興会における伝統芸能伝承者養成研修事業の見直し、⑦芸術文化振興基金による助成事業の見直し、⑧史跡名勝天然記念物の実態把握の充実と指定地域等の見直し、⑨重要文化財の公開等に関する規制の見直し、⑩権限委任の推進、⑪重要文化財の保存管理の適正化、⑫埋蔵文化財発掘調査の迅速化、⑬埋蔵文化財関係事務の簡素化・適正化、⑭埋蔵文化財発掘調査に係る費用負担の明確化、⑮出土文化財の取扱いの見直しと多岐にわたっています。

本書は、この監察結果を芸術文化・文化財保護に関係される方々のみならず広く一般の方々の参考に供することが望ましいと考え、刊行することとしたものです。

本書が、芸術文化・文化財保護に御関心をお持ちの皆様のお役に立てば幸いです。

平成8年1月

総務庁行政監察局長

大 橋 豊 彦

目 次

	頁
第1 監察の目的等	1
第2 監察結果	2
1 芸術文化の振興	2
(1) 芸術文化の振興基盤の整備	2
(2) 国立博物館及び国立美術館の機能の充実	22
(3) 公立文化施設に対する支援方策の見直し	35
(4) 特定公益増進法人の認定事務の見直し	60
2 日本芸術文化振興会の事業	73
(1) 伝統芸能公開事業の収支の改善	73
(2) 伝統芸能伝承者養成研修事業の見直し	90
(3) 芸術文化振興基金による助成事業の見直し	100
3 文化財の保護	116
(1) 史跡名勝天然記念物の実態把握の充実と指定地域等の見直し	116
(2) 重要文化財の公開等に関する規制の見直し	134
(3) 権限委任の推進	152
(4) 重要文化財の保存管理の適正化	180
(5) 埋蔵文化財の事務処理体制等の見直し	186
ア 発掘調査の迅速化	186
イ 事務の簡素化・適正化	212
ウ 発掘調査に係る費用負担の明確化	221
エ 出土文化財の取扱いの見直し	234

第 1 監 察 の 目 的 等

1 目 的

近年、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」やゆとりのある生活を重視したいとする国民が多くなっていることなどを背景に、芸術文化の振興への認識が高まっており、国全体としても芸術文化の振興基盤を整備していくことが求められている。

この監察は、芸術文化の振興体制の整備状況、日本芸術文化振興会の事業の実施状況、文化財保護の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対 象 機 関

国家公安委員会、大蔵省、文部省、建設省、日本芸術文化振興会、都道府県(20)、都道府県教育委員会(20)、市町村(59)、市町村教育委員会(59)、国立博物館・美術館等(9)、公立文化施設、民間団体等

3 担 当 部 局

行政監察局

管区行政監察局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政監察事務所 13事務所（群馬、新潟、山梨、富山、石川、岐阜、京都、奈良、島根、高
地、長崎、熊本、大分）

4 実 地 調 査 時 期

平成6年10月～12月

第 2 監 察 結 果

1 芸術文化の振興

(1) 芸術文化の振興基盤の整備

(勸 告)

近年、所得水準の向上、自由時間の増加等に伴い、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」やゆとりのある生活を重視したいとする国民が多くなってきている。

総理府が昭和47年から行っている「国民生活に関する世論調査」によれば、「心の豊かさ」を重視する人の割合は、54年に「物の豊かさ」を重視する人の割合を上回り、その後も毎年増加し、平成7年には56.8パーセントになっている。また、文化庁が平成5年度に行った文化意識調査によれば、自ら文化活動を行ったり、芸術文化を鑑賞したりすることに「とても関心がある」と回答した者の割合は21.6パーセントであり、「どちらかといえば関心がある」と回答した者は53.3パーセントとなっている。

このような、「心の豊かさ」を求める国民の関心を背景に芸術文化の振興への認識が高まってきており、国全体としても芸術文化の振興基盤を整備していくことが求められている。

国は、芸術を含めた文化行政を一体的に推進する観点から、文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図ること等を任務とする文化庁を昭和43年6月に文部省の外局として設置し、国民の自発的な活動を刺激・伸長させるとともに、国民すべてが文化を享受し得るための諸条件を整えることを基本に置きながら、国民や民間団体等の活動として限りがあるところを補うことによって、国全体として文化の振興が図られるよう文化行政を推進してきている。

しかし、こうした文化の振興は、比較的新しい行政分野であるとともに、概念として広く考えられるものであることもあって、政策の理念やその実施に関し、施策の方向及び各種振興手段の明確な位置付けやそれを踏まえた上での推進を図る体制は、いまだ必ずしも十分に整備されているとは言いがたい等の指摘があり、その整備・充実が課題となっている。

文化行政については、外務省、外務省所管の特殊法人である国際交流基金等においても国際文化交流に係る各種事業が実施されているが、今回、文部省を対象に芸術文化の振興基盤となる推進体制の整備状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 文化庁における文化行政の推進体制

文化庁の組織は、内部部局、国立博物館、国立美術館等の10施設等機関、文化財保護審議会

等の4審議会及び特別の機関である日本芸術院によって構成されている。

これらのうち、国語、著作権及び宗務に関する行政を除く文化行政を直接担当する職員数は、平成6年度末現在、内部部局では文化部の2課30人と文化財保護部の4課99人であり、施設等機関では国立国語研究所を除く9機関（3博物館、4美術館、2文化財研究所）の472人と日本芸術院の7人となっており、これら608人の職員をいわゆる文化振興部門と文化財保護部門とに分けてみると、文化振興部門が159人（26.2パーセント）、文化財保護部門が449人（73.8パーセント）となっている。

一方、文化庁の予算を分野別にみると、平成7年度予算667億6,500万円のうち、492億4,000万円（73.3パーセント）が史跡・名勝等の整備・活用、国宝・重要文化財の保存等の文化財保護に係る予算であり、芸術文化の振興に関する予算は157億2,400万円（23.6パーセント）となっている。このうち、国立美術館の整備・運営、新国立劇場の整備を除く芸術創作活動等の推進及び地域における文化の振興に係るものは53億1,100万円（8.0パーセント）となっている。

このように、文化庁の組織、定員及び予算でみる限り、文化財保護に比重を置いた行政体制となっており、この体制は文化庁設立以降ほとんど変化なく今日に至っている。

イ 芸術文化の振興政策の課題

芸術文化の振興政策として、文化庁では、芸術創造活動の奨励・支援、芸術家の養成・研修、地域文化の振興、国立博物館及び国立美術館の設置・運営、文化財の保存・活用等に関する各種施策のほか、日本芸術文化振興会法（昭和41年法律第88号）に基づき伝統芸能の公開等を行う国立劇場等の運営、政府出資金と民間からの出捐金から成る芸術文化振興基金による助成活動等を行ってきているが、これらの施策に関しては、次のような基本的検討を要する課題がみられる。

- ① 文化行政の基盤をなす法律としては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、日本芸術文化振興会法等がある。しかし、i）これらの法律を含め、他の施策分野におけるような、芸術を含めた文化行政全般にわたり施策の理念・目標及び基本方針、公立文化施設の設置の在り方、国及び地方公共団体による助成の在り方等について定められたものはない、ii）このため例えば、文化庁及び地方公共団体が行っている芸術文化の振興施策は、毎年度の予算措置を通じて進められることとなるが、芸術文化に行政が関与する必要性、国・地方公共団体と民間との役割分担等総合的な観点からの位置付けが十分明らかにされないままとなっている等の指摘があり、これらについて検討することが課

題となっている状況がみられる。

② 文部省の一般会計予算（平成7年度当初予算5兆6,393億700万円）に占める文化庁の予算規模（同667億6,500万円）の割合は1.18パーセント、また、国の一般会計予算（同70兆9,871億2,000万円）に占める割合は0.094パーセントとなっており、この比率は最近において上昇傾向にある。

一方、諸外国における文化行政をみると、民間による芸術活動への支援が定着し公的支援が例外的となっているアメリカを除く西欧諸国の国全体の予算に占める文化関係予算の割合は、フランスが0.95パーセント（1994年ベース2,482億円）、イギリスが0.35パーセント（1993年ベース1,923億円）、ドイツが0.33パーセント（1991年ベース1,054億円）であり、芸術文化支援への認識が高まる中で、これら諸外国の状況とも対比しつつ我が国の芸術文化に関する財源配分の在り方を検討していくことが課題とされている。

また、芸術文化振興基金による助成は、民間の芸術文化団体等に対する公的な支援措置として大きな役割を果たしているが、後述するとおり、同基金の運用益は、昨今の預貯金金利の低下により、平成2年度の45億7,000万円から6年度では17億8,000万円に減少している。この結果、助成実績も平成3年度の31億円から7年度（予算ベース）では22億に減少してきており、現状のままでは支援のニーズに十分こたえることが困難な状況となってきた。このため、民間の芸術文化活動に対する助成を将来にわたって継続的かつ安定的に行っていくための財政基盤の確立について改めて検討する必要性が生じている。

ウ 芸術文化の振興政策に関する調査審議体制

芸術文化の振興政策については、前述のとおり基本的な対応を要する課題がみられ、また、事柄の性格上、それらの検討には広く各界各層の意見を反映させる手立てを講ずることが重要である。

現在、芸術文化に関する事項を調査審議する機関としては、文部省設置法（昭和24年法律第146号）第7条第1項に基づき文部省に設置される中央教育審議会（以下「中教審」という。）が、文部大臣の諮問に応じて教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議することとされており、文化に関する事項を審議の対象にできることとなっている。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第84条第1項及び文部省組織令（昭和59年政令第227号）第107条第3項に基づき文化庁に設置されている文化財保護審議会が、文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について文部大臣又は文化庁長官に建

議することとされている。さらに、文部省設置法第15条第1項に基づき文化庁の特別の機関として置かれている日本芸術院が、日本芸術院令（昭和24年政令第281号）第1条第2項に基づき、芸術に関する重要事項を審議し、芸術の発達に寄与する活動を行い、及び芸術に関する重要事項について文部大臣又は文化庁長官に建議することができるとされている。

これらの審議会及び特別の機関における芸術文化に関する事項の審議状況等をみると、次のようになっている。

中教審は、昭和49年5月「教育・学術・文化における国際交流について」を答申し、文化交流促進のための国内基盤の整備、芸術家・文化人等の交流の拡大等を提言しており、また、54年6月「地域社会と文化について」を答申し、地域社会における文化活動に限定してその基本的な考え方と文化行政の視点及び施策について提言しており、文化に関する調査審議の余地も実績もある。しかしながら、これらの答申を含め、中教審では芸術文化振興上の総合的な政策課題に関する事項について専ら調査審議が行われた実績はこれまでなく、また、平成7年4月に発足した第15期中教審においては「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」調査審議を行っていることや委員の構成などの現行の体制等からみた場合、中教審で直ちに芸術文化政策の基本的な問題について調査審議することは実質的に困難であると考えられる。

また、文化財保護審議会は、毎年、重要文化財等の指定について答申しているほか、平成6年7月には「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」を報告しているが、広く芸術を含む文化行政全般について調査審議することは所掌事務からみてできないと考えられる。

さらに、日本芸術院は、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するために置かれた機関であることもあり、設置以来芸術に関する重要事項についての審議の実績はなく、その顕彰機関たる性格及び会員に高齢者が多いことからみて、その審議機能の活用を現実に期待することは困難であると考えられる。

このように、芸術文化の振興政策については、その基本的な方針や文化政策の基本的課題を検討するに当たって、広く国民の各界各層の意見等を反映させていくという慎重かつ重要な手続を公に取り得る手立ては十分ではない状況にある。

なお、文化庁では、最近の文化に対する国民の認識の高まりを踏まえ、我が国における文化の現状把握を行うとともに、文化の振興について研究協議を進める趣旨から、文化庁長官の懇談会として平成元年8月から学識経験者等47人から成る「文化政策推進会議」を開催しており、平成7年7月には「新しい文化立国をめざして—文化振興のための当面の重点施策につい

て一」を報告している。同報告では、i) 芸術創造活動の活性化、ii) 伝統文化の継承発展、iii) 地域文化・生活文化の振興、iv) 文化を支える人材の養成・確保、v) 文化による国際貢献と文化発信、vi) 文化発信のための基盤整備を推進するための具体的方策が提言されている。

しかし、これらの懇談会報告については、懇談会に出席した個人の意見として、文部省が芸術文化の振興政策について企画・立案する場合の参考とする扱いとしかなし得ない建前のものであり、実質的に一部の事項については行政運営に反映されているものの、国民の各界各層の意見を吸収・集約し、芸術文化の振興政策をめぐる基本的事項について行政運営に公の権威をもって反映させる手立てとしては十分ではない。

したがって、文部省は、文部省又は文化庁に置かれている審議会の見直し等により、文化政策に関する基本的な事項について調査審議する機能を強化することについて検討する必要がある。

(2) 国立博物館及び国立美術館の機能の充実

(勸 告)

国立博物館は、我が国を代表する文化施設として有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行う機関として東京、京都及び奈良に設置されている。また、国立美術館は、優れた美術品等を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行う機関として東京（2館）、京都及び大阪に設置されている。これらの国立施設においては、各種展覧会を開催することにより国民に対し、質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供しているほか、公立博物館（平成5年10月現在で237）、公立美術館（同103）等に対し、収蔵品の貸与及び展覧会の開催についての指導・助言、文化庁との共催による各種研修会の開催等を通じて支援を行っているが、今後はさらに、収蔵品等に関する情報提供等についても指導的役割を果たすことが求められている。

今回、国立博物館及び国立美術館（以下「国立博物館等」という。）における情報提供の実施状況及び美術品等の購入状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 国立博物館等における情報提供

展覧会等については、展示作品の選定とその所在情報を確認し、体系的で内容のある開催を企画・検討していくことが必要である。

文化庁では、昭和63年度から、文化情報総合システムの一環として、文化財情報システム（国立博物館等の各施設の情報機能の充実を図るためのシステム並びに全国の関係施設との連携による博物館・美術館収蔵品情報システム及び遺跡等不動産文化財情報システム）の整備に着手している。このシステムは、全国の博物館及び美術館の美術工芸品等収蔵品、全国の遺跡や埋蔵文化財、国・地方公共団体の指定の文化財などの文化財全般についての情報のデータベース化を進め、全国の博物館及び美術館、地方公共団体等の参加を得てネットワークを形成し、相互に情報の公開を図るとともに、国内外に対して広く情報を提供するものであり、文化庁の施設等機関である東京国立博物館と奈良国立文化財研究所が全国ネットワークシステムのセンターとしてその構築を進めている。当面は、国立博物館等が中心となって文化財情報システムの試行を行い、平成8年度から運用を一部開始することを目指している。

一方、調査した7都道府県の15公立博物館及び11公立美術館における各種の文化財、美術品等に関する情報の収集・提供状況をみると、一部の美術館において自主的にパソコンにより所蔵作品情報の作成・提供に着手している例もみられた。しかし、多くの公立博物館及び公立美術館（以下

「公立博物館等」という。）では、文化財等に関する情報の収集・提供は学芸員等の個人的努力や人的なつながりによっており、組織的に、かつ、体系的に行われていない状況にあり、全国的なデータベースが構築されれば展覧会等の企画や研究に必要な情報の収集を効率的に、かつ、効果的に行うことが可能になるとして、国による総合的な情報ネットワークシステムの構築を求めている。また、調査した公立博物館等の中には、他館の展覧会等の情報を求めているものもある。

このため、文化庁が計画している文化財情報システムについては、公立博物館等のニーズを踏まえて、これらの施設も参加したシステムを早急に整備することが必要と認められる。

イ 美術品等の購入

国立博物館等においては、毎年度、文化財や美術品等を購入により収集している。

平成7年度で購入予算（当初予算ベース。以下同じ。）は、国立博物館が7億1,000万円（東京国立博物館3億6,270万円、京都国立博物館1億8,750万円、奈良国立博物館1億5,980万円）、国立美術館は10億6,040万円（東京国立近代美術館4億9,220万円、京都国立近代美術館1億9,560万円、国立西洋美術館2億8,910万円、国立国際美術館8,350万円）となっている。

各国立博物館等における文化財や美術品等の購入は、選考委員会又は評価委員会の審査を経て行われているが、美術品等の市場は価格や流通形態が流動的で、いつでも購入できるような性格のものではないことから、現行の単年度予算では効率的かつ効果的な購入が困難であり、各館が実際に入手を希望していても購入できない状況がみられる。

例えば、奈良国立博物館においては、平成6年度予算の概算要求に当たり、絵画、工芸、彫刻等11件9億7,500万円（1件当たり3,000万円から1億5,000万円の範囲）の購入候補作品を選んだ。概算要求時には、予算枠の関係もあり、このうちの3件1億6,576万円（3,576万円から7,000万円の範囲）を要求し、購入予算として1億3,376万円（補正後1億1,370万円）が認められたが、予算確定後、売主側の事情の変化で必要な作品が購入できなくなった等により、結果的に、予算の範囲内で比較的低価格のもの9件（平均購入価格1,263万円）を購入している状況にある。

また、国立西洋美術館においては、平成6年度に特別購入費が認められたことから2億9,423万円の油彩を購入している例があるものの、これ以外は、細々とした油彩、エッチング、木版画等9件（総額4,367万円、平均購入価格485万円）を購入している状況にある。

一方、調査した公立博物館等のうち9館では、美術品等の購入を効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき「美術品取得基金」等購入予算を積み立てておくことのできる基金制度を設け、単年度予算の枠にしばられない弾力的な購入方法を採用しており、ま

た、2館では、美術品等の先行取得を行わせるための財団法人を設立して対応している例がみられる。

このようなことから、国においても、国立博物館等にとって真に必要な美術品等を適時に購入できる仕組みを検討する余地があるものと認められる。

したがって、文部省は、国立博物館等の公立博物館等への支援機能を充実強化するとともに、美術品等の適時・適切な購入を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 文化財情報システムについては、公立博物館等のニーズを踏まえ、これらの施設も参加したシステムの整備の推進を図ること。
- ② 国立博物館等における美術品等の購入については、真に必要なものを購入できるような仕組みの創設について検討すること。

(3) 公立文化施設に対する支援方策の見直し

(勸 告)

コンサートホール、劇場、展示場等の機能を有する公立文化施設は、地域住民に対し、音楽、演劇等の舞台芸術、美術品等の鑑賞の機会及び文化活動の成果の発表の場を提供しているなど地域の芸術文化の水準の向上を図る上で重要な役割を担っている。

文化庁は、地方公共団体が文化施設の整備を行うことを援助し、芸術文化の諸活動を促進することを目的に、昭和42年度から、「公立社会教育施設整備費補助金（公立文化施設）交付要綱」（昭和54年3月1日文化庁長官裁定）に基づき、人口10万人以上の都市等が床面積 1,500平方メートル以上で、かつ、固定席 500席以上のホールを有する公立文化施設を建設する場合に、その建設費の一定額を補助しており、この補助により平成6年度までに 330の公立文化施設が整備されている。なお、本補助金の予算額は、昭和56年度の21億 2,500万円をピークに年々減少し、平成7年度では専用ホール整備分（1施設分）として3億円が計上されている（専用ホール整備分は平成4年度から計上されているものであるが、6年度までは一般ホール整備分も3施設分ないし25施設分計上されていた。）。

また、公立文化施設の運営について、文化庁は、直接的には関与していないが、同施設に携わる職員等を対象として、地域における公立文化施設の円滑な運営に資するための各種の研修を開催している。

今回、地方公共団体における公立文化施設の整備状況、運営状況、人材育成の状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 公立文化施設の整備

- ① 文部省の社会教育調査（指定統計第83号）によれば、固定席数 300席以上のホールを有する公立文化会館の設置数は、昭和62年10月で 782施設であったものが平成5年10月では 1,116施設に増加しており、また、自治省の「公共施設状況調」調査によれば、固定席数に関係なく公立文化施設としての機能を有する県民会館、市民会館及び公会堂の設置数は、昭和62年度末で 2,044施設であったものが平成5年度末では 2,439施設となっているなど、公立文化施設は、最近急速に整備が進んでいる。
- ② 調査した18都道府県内において平成元年度から6年度までに整備又は建設を開始している公立文化施設は 152施設あるが、これらのうち公立社会教育施設整備費補助金（公立文化施設）により建設費の一定額について補助を受けているものは10施設となっている。当該補助を受け

た公立文化施設の1施設当たりの平均建設費は51億 1,143万円であり、また、建設費のうち国からの補助金額は平均1億 650万円で、建設費全体に占める割合は 2.1パーセントである。さらに、調査した都道府県内においては、自治省が地方公共団体の財政支援措置の一環として行っている「地域総合整備事業債」（文化センター等の建設に係る事業費の75パーセントを地方債で賄うことが可能で、かつ、後年度に30パーセントから55パーセントまでの範囲内で特別交付税が受けられる。）により公立文化施設を整備している例がかなりみられる（抽出調査した5都道府県における34公立文化施設中29施設が本事業債により整備）。

なお、調査した都道府県及び43市町村の中には、地域総合整備事業債を活用し公立文化施設を整備する予定であるとするものがみられる一方、公立社会教育施設整備費補助金（公立文化施設）を活用して整備を図りたいとするものは皆無であった。

このようなことから、公立社会教育施設整備費補助金（公立文化施設）交付要綱に基づく公立文化施設への補助は、その必要性が失われてきている状況にあり、それによる直接的な支援方策については見直しが必要と認められる。

イ 公立文化施設の運営状況

公立文化施設は、地域の芸術家・芸術文化団体や住民の文化活動の場として利用されるほか、音楽や演劇などの舞台芸術の鑑賞の場としても利用されるものである。調査した18都道府県内の57公立文化施設の運営状況は、次のとおりである。

① 公立文化施設は、地方公共団体によって建設された後、当該地方公共団体が自ら運営する直営のものと、運営を当該地方公共団体が出資している財団法人に委託するものがある。調査した57公立文化施設の運営形態をみると、直営のものが25施設、財団法人に運営を委託しているものが32施設となっている。財団法人に運営を委託した場合、条例による定数の制約がなく柔軟な要員配置が可能であることから、1施設当たりの平均要員数は、平成6年10月1日現在、直営のものが13.5人であるのに対し、財団法人に運営を委託しているものが17.0人となっている。また、これら要員のうち専任者の割合は、直営のものが71.0パーセント、財団法人に運営を委託しているものが92.3パーセントであり、全体としてみれば財団法人に運営を委託しているものの方が、要員体制は充実している状況にある。

② 調査した公立文化施設の年間平均利用率（利用可能日数に対する利用実績日数の割合。以下同じ。）をみると、平成5年度は、67.5パーセント（201日）であり、このうち利用率が最も高いもので97.4パーセント、最も低いもので15.1パーセントとなっている。なお、年間平均利用率が50パーセント未満のものが12施設みられる。

③ 調査した公立文化施設の利用内容をみると、平成5年度は、芸術文化関係の利用が67.9パーセント、各種大会、講演、研修等のその他の利用が32.1パーセントとなっている。芸術文化関係の利用内容は、音楽関係が全体の67.1パーセント、演劇関係が13.1パーセント、舞踊関係が10.7パーセント、映画関係が 6.2パーセント等となっている。

また、公立文化施設の利用に係る企画の形態は、当該公立文化施設自ら企画・立案し運営について責任を負う「自主事業」と、自らは企画しない、いわゆる「貸し館事業」とに分かれる。公立文化施設の機能の一つには、地域の芸術文化団体に対する活動の場の提供等貸し館的機能も含まれているが、調査した公立文化施設における自主事業による施設の利用率をみると、平成5年度は、全施設平均で 5.9パーセント（11.9日）であり、中には全く自主事業を実施していないものも9施設あるなど、全体としてみれば貸し館事業による利用が大半を占めている状況にある。

自主事業による利用が少ない理由として、調査した公立文化施設では、i) 地方公共団体の直営の場合、職員が2年ないし3年で人事異動するため自主事業を企画する専門職員が育っていないこと、ii) 財団法人に運営を委託している公立文化施設を含め、自主事業を企画する人材を育成するシステムが十分確立していないこと、iii) 自主事業を行うための予算が少ないこと等を挙げている。

このような状況がみられることから、文化庁は、公立文化施設の運営が改善されるよう、その支援方策を検討する必要があると考えられる。

ウ 公立文化施設における人材育成

文化庁は、公立文化施設の管理、運営等に携わる職員を対象として、地域における公立文化施設の円滑な運営に資するため、i) 平成4年度から、地域における芸術文化活動の企画・制作、組織、経理、マーケティング等芸術文化関係の催しをより効果的に行うためのアートマネジメントに関する「全国公立文化施設アートマネジメント研修会」（年1回で期間は3日間。募集人員は 300人ないし 400人）を、ii) 昭和48年度から、音響又は照明に必要な知識を中心とした舞台技術に関する「公立文化施設技術職員研修会」（年1回で期間は3日間。募集人員は各都道府県1人程度）を、iii) 昭和52年度から、地方公共団体の芸術文化行政担当者を対象に芸術文化行政の現況等基礎的な事項に関する「芸術文化行政基礎講座」（年1回で期間は3日間。募集人員は特に定めなし。）を開催している。

これらのほかにも、公立文化施設の連絡研究組織である社団法人全国公立文化施設協会（以下「全国公文協」という。）並びにその下部組織である地区公立文化施設協議会（ブロック単位）

及び都道府県公立文化施設協議会（以下、全国公文協の下部組織を「地域公文協」という。）も、公立文化施設の管理運営、事業に関する調査研究及び情報交換の一環として、会員たる公立文化施設の職員を対象に実務研究会等の各種の研修会を開催している。

調査した公立文化施設における人材育成の状況、各種研修への参加状況等は、次のとおりである。

① 公立文化施設におけるアートマネジメントの要員等に関する人材育成方針をみると、文化庁等が実施している研修に積極的に参加する、あるいはアートマネジメント等について経験を有する民間人を採用する等の方針を有しているものが33施設あるが、職員の人事異動を2年ないし3年のサイクルで行っているなどの理由により特に方針は有していないとしているものが24施設みられる。

② 文化庁の主催する研修への参加状況をみると、公立文化施設技術職員研修会には全国から毎年60人程度が参加している。また、芸術文化行政基礎講座にも毎年100人程度の参加があり、その人数にほとんど変化はない。一方、全国公立文化施設アートマネジメント研修会には、平成4年度が385人、5年度が332人、6年度が300人参加しており、調査した公立文化施設においても、4年度は計20人が参加し、6年度（6年10月から12月の間における当庁の調査日現在）は計10人が参加予定となっている。

調査した公立文化施設においては、全国公立文化施設アートマネジメント研修会について、研修方式が講義主体で実務的でない等の意見が聴かれた。また、文化庁の主催する研修全体について、内容面として、i) 演習等を含めた実務的な内容に改善すべきである、ii) 研修員の能力及び経験に応じた段階別研修（例えば、初級、中級、上級等に分ける等）を実施すべきである、参加の機会を増加させるためブロック別に開催すべきである等の意見も聴かれた。

③ 全国公文協の主催する実務研究会の開催状況をみると、全国ベースの実務研究会は、平成4年度は徳島市（2日間で参加者606人）で、5年度は神戸市（2日間で同724人）で、6年度は名古屋市（2日間で同793人）と全国を巡回して開催されており、その内容は、舞台の安全管理、時代のニーズに応じた施設運営、自主事業の活性化の在り方等をテーマに事例発表によるパネルディスカッション形式で参加者との討議を盛り込むなど演習を中心としたものとなっている。また、全国を7つに分けたブロックベースの実務研究会及び都道府県ベースの実務研究会も、地域公文協により年1回ないし2回（2日間）程度開催されており、これらの実務研究会への参加実績は、調査した公立文化施設全体で平成5年度に106人が参加している。

このほか、調査した4都道府県及び1市町村においては、文化庁の主催する研修に職員等を

参加させることに加え、公演の企画から開催までを実践的に研修する「アートプロデュース実践講座」（期間7か月）等を自主事業として行っている例がみられる。

このように、公立文化施設の職員に対する研修は、文化庁のほか全国公文協、地域公文協及び地方公共団体により開催されているが、より効果的な人材育成を図るため、文化庁が、これら団体等と連携を図りつつ、職員の経験年数や専門性の程度に応じた実践的な研修を導入することや、研修の機会を増大させるため、文化庁と全国公文協が共同で、又は地域公文協の機能を活用してブロック別に行うことも有効と認められる。

エ 公立文化施設における情報の収集状況

公立文化施設が芸術文化の振興にかかわる各種事業を企画し展開していくためには、国が、各種文化施設におけるイベントや自主事業に関する情報、全国に広がる芸術家や芸術文化団体に関する情報等を体系的に蓄積し、提供していくことが必要とされている。

文化庁では、平成2年度から、地方公共団体等が地域文化を育成し文化によるまちづくりを進めるために必要な情報の収集・提供を支援する「地域文化情報システム」の構築を進めており、7年度現在、データベースシステムの基本設計を調査研究している段階であり、7年度末までには必要な情報の範囲、利用対象機関、利用方法等を内容とする基本設計書を策定し、8年度からデータを入力し運用を開始したいとしている。

なお、文化庁では、地域文化情報システムの一環として、民間のパソコン通信網を利用し、文化庁、地方公共団体及び芸術文化団体を構成員とするパソコン通信ネットワーク「地域文化フォーラム」を平成6年12月から試行運用している。

調査した公立文化施設におけるイベント情報や自主事業に関する情報の収集状況をみると、i) 全国公文協の公演事業資料（年1回配布）、全国公文協通信（年2回配布）等により情報を得ているとしているものが36施設、ii) 個別の公立文化施設のイベント案内情報等により情報を得ているとしているものが25施設、iii) 民間の音楽事務所やプロモーターの資料により情報を得ているとしているものが14施設、iv) 全国公文協・地域公文協以外の芸術文化団体の資料により情報を得ているとしているものが14施設などとなっている。

また、公立文化施設を対象とする情報システムの整備については、調査した公立文化施設において、i) 芸術家・芸術文化団体等に関する詳細なデータ（受賞経歴等）の提供を希望する、ii) 行政機関や各種団体等が行っている助成制度に関する情報の提供を希望する、iii) 市町村への情報は都道府県経由でなく直接提供すべきである、iv) 公立文化施設の公演計画等の情報を簡易に検索できるシステムにすべきであるなどの意見・要望が聴かれた。

以上のとおり、公立文化施設については、各地方公共団体の努力もあり、おおむね整備された状況にあると認められるが、それを運営するための企画力等のある人材の育成や自主事業等に関する情報の流通等、いわゆるソフト面に対する支援は必ずしも十分でない状況にある。

したがって、文部省は次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公立文化施設については、公立社会教育施設整備費補助金（公立文化施設）の廃止を含め、その支援方策の在り方を見直すこと。
- ② 公立文化施設の職員等を対象とした文化庁の主催する研修については、地方公共団体、全国公文協及び地域公文協と連携を図りつつ開催するなど、開催方法、研修内容等を改善すること。
- ③ 公立文化施設等のニーズも踏まえた地域文化情報システムを早期に整備すること。

(4) 特定公益増進法人の認定事務の見直し

(勸 告)

芸術文化活動に要する費用は、主として芸術家や芸術文化団体自身の負担にゆだねられている場合が多いが、オーケストラ、オペラ、バレエ、演劇等の舞台芸術の多くは、入場料等の自己収入のみでは必要な経費のすべてを確保することが極めて困難な状況にある。

国は、公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められた法人に対する寄付金については、法人税法（昭和40年法律第34号）等に基づき、税制上の優遇措置を講じており、芸術文化関係法人についても文化の向上の一環としてその対象とされている。

この優遇措置は、公益の増進に著しく寄与するものとして、主務大臣から特定公益増進法人（以下「特増法人」という。）の認定を受けた法人に対し、その主たる目的である業務に関して行った寄付金については、寄付者が法人の場合は一般の損金算入限度額と同額が別枠で損金算入され、寄付者が個人の場合は特定寄付金として所得控除の対象とすることを内容としている。芸術文化関係の場合、文部大臣（事業が当該都道府県の区域内に限られる法人の場合は都道府県知事又は都道府県の教育委員会（以下「教委」という。）。以下同じ。）が特増法人の認定を行うこととされている。

特増法人の認定は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第77条第1項第3号等に基づき、当該法人の主たる目的である業務に関し、i）その運営組織及び経理が適正であると認められること、ii）相当と認められる業績が持続できること、iii）受け入れた寄付金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと、及びiv）その他適正な運営がされているものであることの4要件に適合している法人について主務大臣が行うものであり、特増法人として認められる期間は、認定を受けた日の翌日から2年（ただし、科学技術に関する知識及び思想の総合的な普及啓発を主たる目的とする法人にあっては5年）とされている。また、認定に当たっては、法人税法施行令第77条第2項に基づき大蔵大臣に協議することとされている。

特増法人については、「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第2次答申」（平成3年12月12日臨時行政改革推進審議会）において、「文化の充実には、公的資金に加えて企業や個人による支援の充実が不可欠である。このため、特定公益増進法人の認定基準の明確化など税制上の措置の活用を促進する。」と提言されており、平成5年度からは、社団法人企業メセナ協議会を通じた芸術文化活動に対する寄付について税制上の優遇措置の活用が行われている。

今回、文化庁、都道府県等における芸術文化関係の公益法人に係る特増法人としての認定事務の実

施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 芸術文化関係の公益法人として、文化庁（文化庁芸術文化課）が所管している法人は、財団法人117法人、社団法人101法人の計218法人であるが、このうち芸術文化関係の特増法人として認定されているものは、平成6年8月22日現在で30法人となっている。

現在、特増法人として認定されている法人が主たる目的である業務としている芸術の分野は、美術、現代舞台芸術、媒体芸術等であり、事業活動の形態としてはおおむね、i）芸術作品の制作・実演、ii）研修会、コンクール等の開催、iii）講演会、シンポジウム等の開催、iv）調査研究、v）これらの活動に対する助成、奨学援助等となっている。

また、特増法人の認定基準である前述の4要件について、その運用の実態をみると、例えば、i）「運営組織及び経理が適正であると認められる」場合としては、役員及び職員のうちの一定数のメンバーが専門的識見を有すること又は運営委員会等のメンバーの相当数が専門的識見を有すること並びに主務大臣の調査により経理内容が適正であると認められること、ii）「相当と認められる業績が持続できる」場合としては、公益活動の事業量（例えば収入、事業経費、普及講演等の回数など）が減少傾向でないこと、iii）受け入れた寄付金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと、iv）定款又は寄付行為の目的又は事業内容に法人税法施行令第77条第1項第3号に規定する業務を行うことが明確に記載されていること及び事業計画、事業実績等から認定の対象とされている事業を行うことを主たる目的とする法人であることなどを総合的に勘案して認定している。

しかし、芸術文化関係法人に対しては上記のような運用の実態は示されておらず、このことが芸術文化関係法人の特増法人の認定数が少ないことの一因とも考えられる。

② 特増法人の認定に際しての大蔵大臣への協議は、都道府県所管の芸術文化関係法人を含めて文化庁が一括して行うこととされている。

芸術文化関係法人のうち、文化庁所管の33法人及び都道府県所管の6法人が平成4年4月から6年12月までの間に行った新規認定申請及び2回目以降の認定（以下「継続認定」という。）申請に係る事務処理状況についてみると、次のような状況がみられた。

i 認定申請から認定までの所要期間をみると、3か月以内が全体の約4割を占めるが、6か月を超えるものも2割強あり、長いものでは約1年の期間を要している。このため、前回認定の有効期間中に継続認定を申請している33件は、いずれも認定されてはいるものの、うち30件は認定有効期間が継続しておらず、空白期間が生じている。この結果、調査した芸術文化関係法人の中には、当該法人に寄付を予定していた企業に経理上の処理を中断させたとしているものや受け入れ

た寄付金が税制上の優遇措置の対象外となったとしているものがある。

- ii 認定申請から認定までに長期間を要しているものの理由として、文化庁は、申請書類、記載内容等に不備があり、また、書類の補正に申請者側が迅速に対応していない場合があること等を挙げている。

文化庁では、特増法人に係る認定・証明書申請書類の作成の便宜を図るための書類作成例集を作成・配布しているが、申請書類の補正等に時間を要しているとすれば、過去の指導の例を踏まえた申請書類の作成において留意すべき事項についても作成・配布することが、審査事務を迅速に行っていく上で有効と認められる。

したがって、文部省は、特増法人制度の積極的な活用を促進するため、認定するに当たっての過去の指導の例等を踏まえた申請書類作成上の留意事項を作成・配布するなどにより、特増法人の制度・内容を芸術文化関係法人に広く周知するとともに、継続認定申請については、通常の事務処理に要する日数を勘案した申請書提出期限の設定などにより、前回の認定有効期間内に認定の事務処理を行うよう努めること。

2 日本芸術文化振興会の事業

(1) 伝統芸能公開事業の収支の改善

(勸 告)

日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、日本芸術文化振興会法（以下「振興会法」という。）に基づき設置された特殊法人であり、国立劇場において歌舞伎、能楽、文楽等の我が国古来の伝統芸能の公開等の事業を行っている。

文部省は、振興会に対し、役職員の給与、一般管理費、伝承者養成等に要する経費等の大半を補助（平成7年度62億 529万円（当初予算ベース。以下同じ。））しているほか、国立能楽堂の敷地購入等に要する経費を出資（同10億 1,000万円）している。

今回、振興会における伝統芸能の公開の状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

① 伝統芸能の公開は、i) 国立劇場本館（以下「本館」という。）では、歌舞伎を中心に文楽、舞踊、邦楽、雅楽、民俗芸能等を、ii) 国立演芸資料館（以下「演芸場」という。）では、落語を主体とした大衆芸能を、iii) 国立能楽堂（以下「能楽堂」という。）では能楽を、iv) 国立文楽劇場（以下「文楽劇場」という。）では、文楽のほか歌舞伎、舞踊、邦楽、大衆芸能、民俗芸能等を公開している。

これらの劇場別の事業収支を昭和60年度及び平成元年度から6年度までについてみると、5年度に文楽劇場が約 4,000万円の赤字を計上しているほかは、おおむね黒字を計上しており、6年度では、4劇場全体で27億 7,439万円の収入に対し、支出は27億 238万円で、差引き 7,201万円の黒字となっている。

この収入の内訳は、公演事業収入（入場料収入に解説書売上代等の附帯事業収入を加えたもの）のほか、劇場施設等の施設使用料収入及びロッカー使用料等の事業外収入であり、これに対する支出は、公演事業費（出演料、宣伝費、舞台費等の公演費に解説書作成費、宣伝諸費等の附帯事業費及び舞台の維持管理に必要な経費である舞台管理費を加えたもの）と本館で4劇場分を一括計上している福利厚生費（職員互助会に対する使用者負担）である。

しかし、いわゆる貸し館による施設使用料収入及び事業外収入並びに支出の福利厚生費を除いた純公演事業の収支をみると、平成6年度における4劇場分の収入は20億 3,523万円であるのに対し、支出は26億 9,061万円であり、差引き 6億 5,538万円の赤字となっている。

劇場別にみると、本館の赤字額が最も多く、演芸場のものと合わせて4億 9,816万円と全体の

76.0パーセントを占めており、また、劇場全体としてみると、年度別の赤字額は、平成5年度が7億259万円となっている以外は、おおむね6億5,000万円前後で推移している。

また、解説書作成等の附帯事業等を除いた公演のみの収支（入場料収入と公演費支出）の状況を平成4年度から6年度までについてみると、本館は、3か年とも公演費支出が入場料収入を上回り、5年度は1億円、6年度には6,453万円の赤字となっているが、その他の劇場では、文楽劇場が5年度に6,256万円、同じく演芸場が10万円の赤字となっている以外はいずれも黒字を計上しており、4劇場全体では、5年度に1億5,304万円の赤字となったものの、6年度は44万円の赤字にとどまっている。

さらに、各劇場の公演ごとの収入率（満席収入額に対する入場料収入の割合）を平成4年度から6年度までの3か年分についてみると、1公演当たりの日数には長短があるものの、能楽堂は、最近の能人気の高まりもあり、92パーセントないし94パーセントとなっている。一方、本館は、平成4年度の61.4パーセントから6年度には56.9パーセントに低下している。また、演芸場は、平成5年度が32.4パーセントであったが、6年度には、出し物の見直しなどにより観客層の新規開拓に努めた結果、入場者数が増加したことから43.6パーセントに改善されている。このため、本館についても、観客層の新規開拓に努め、一層の集客努力を行う余地があるものと考えられる。

また、振興会については、「特殊法人の整理合理化について」（平成7年2月24日閣議決定）において、特殊法人の事業の合理化、効率化等を図る一環として、「施設の利活用の促進、公演諸経費の縮減、各種料金体系の見直しなど事業の採算性を高めるための方策を講ずる。」とされていることから、事業収支の一層の改善を図る必要があると認められる。

② 振興会では、青少年等が気軽に伝統芸能の魅力に触れ、これを後代に伝えることを目的に、高校生を主な対象とした初心者向けの鑑賞教室として伝統芸能の公演を従来から実施している。

鑑賞教室のうち、歌舞伎教室は本館大劇場において、文楽教室は文楽劇場のほか本館小劇場において、能楽教室は能楽堂においてそれぞれ行われており、各教室の事業収支はいずれも良好で、収入率は100パーセント前後に上っている。

これらのうち歌舞伎教室は、毎年6月から7月にかけて本館大劇場で行われている（平成6年度は41日間で82回）ほか、山梨（昭和58年度から）、長野（平成元年度から）、神奈川（昭和45年度から）及び静岡（平成6年度から）の4県でもそれぞれ3日間（5回ないし6回公演）移動教室として行われているが、この移動教室は、現在、歌舞伎教室についてのみであり、文楽教室及び能楽教室については行われていない。また、歌舞伎教室の開催地は、順次拡大されてきては

いるが、新たに開催されたところは、以後、毎年度開催されている。

伝統芸能を将来に向かって保存し振興していくためには、それを支える若年の観客層の開拓が必要であり、鑑賞教室については、地方公共団体の要望等を踏まえ、できる限り多くの地域で幅広く開催していくことが必要と認められる。

したがって、文部省は、振興会に対し、次の事項について指導する必要がある。

- ① 伝統芸能の公開については、一層の集客努力等を行うとともに、公演諸経費の見直し等を行うことにより、収支バランスの改善に努めること。
- ② 鑑賞教室については、歌舞伎教室以外についても移動教室の実施を検討するとともに、歌舞伎の移動教室の開催地の拡大について検討すること。

(2) 伝統芸能伝承者養成研修事業の見直し

(勸告)

振興会は、昭和45年度から、歌舞伎、能楽、文楽等の伝統芸能の保存及び振興を図る観点から、これら伝統芸能の伝承者の養成を目的とする伝統芸能伝承者養成研修事業（以下「養成研修事業」という。）を、その事務費の大半を国の補助（平成6年度における事業支出額は2億5,692万円）により実施している。

養成研修事業は、一般から希望者を募集して行われるものであり、当初は歌舞伎俳優の養成のみであったが、次第に養成対象が拡大され、平成6年度末現在では、歌舞伎俳優のほか、歌舞伎音楽の竹本演奏者（太夫、三味線）、同じく歌舞伎音楽の鳴物演奏者、寄席囃子演奏者、文楽芸員（太夫、三味線、人形遣い）及び能楽三役（ワキ方、囃子方、狂言方）の計6分野が養成対象となっている。

また、養成研修事業は、新人研修と同研修修了者等を対象とする既成者研修とに区分されており、新人研修の研修期間は、原則として能楽三役が3年、その他は2年とされている（既成者研修については、研修期間は原則として任意であるが、能楽三役についてのみ3年の受講が義務付けられている。）。また、1研修期間当たりの募集人員は、能楽三役が20人、文楽芸員及び歌舞伎俳優がそれぞれ10人、その他が4人ないし5人とされている。

今回、養成研修事業の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

振興会では、伝承者の養成を行うか否かは、それぞれの伝統芸能の従事者などで構成される団体等からの要請を踏まえ、全国的な視点に立って判断するとしており、例えば、平成7年度から、日本演芸家連合及び太神楽曲芸協会からの要望に基づき、寄席演芸の一種である太神楽の伝承者の養成を新たに開始している一方で、昭和54年度から行っていた寄席囃子演奏者の新人研修については、現在の興行形態において必要とされる人数（25人）が確保されたとして、平成7年度から募集を行っていない。

振興会では、養成研修事業が対象とすべき分野及び養成の規模については、その時点での興行形態において採算がとれているか否かの判断ではなく、当該伝統芸能が本来必要とする人数及び現時点での従事者数とその年齢からみた将来予測に基づき、当面及び中長期的に養成が必要な人数を算出することが必要であるとしているものの、現実には養成研修事業による養成を継続するか否かは、その時々全国の興行需要を勘案の上決定するとしており、例えば、昭和45年度から行っている歌舞伎俳優の養成については、養成する一方で引退等による減少もあることから俳優の全体数は250

人程度と構造的傾向にあるが、現時点における全国の興行形態からすれば、少なくとも280人は必要であり、今後も養成を継続していく必要があるとしている。

しかし、その時々興行需要に応じて養成人数を決める現在の方式は、対象とすべき伝統芸能の保存状況を十分踏まえたものとはなっておらず、必ずしも適当とは言い難い面がみられる。

また、伝承者の養成が必要な伝統芸能の分野としては、現在の6分野のほかに、歌舞伎音楽の長唄・常磐津及び浪曲曲師についても、養成研修事業による養成の要望が寄せられている。なお、「特殊法人の整理合理化について」においては、「事業の達成度等に照らし伝統芸能後継者養成事業の見直しを行う」とされている。

したがって、文部省は、振興会に対し、養成研修事業については、対象とすべき伝統芸能の保存状況に応じて、その分野及び養成の規模を見直すよう指導する必要がある。

(3) 芸術文化振興基金による助成事業の見直し

(勸告)

広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していくことのできる環境の醸成とその基盤の強化を図るため、平成元年度末に振興会法第29条の2第1項に基づき、振興会の中に、政府出資金と民間出捐金から成る芸術文化振興基金（以下「振興基金」という。）が創設された。

振興会では、振興基金の運用益により、平成2年度から芸術文化活動に対して助成を行っており、振興基金の平成6年度末現在の原資は611億5,600万円（内訳：政府出資金500億円、民間出捐金111億5,600万円）となっている。

振興基金の運用収入をみると、昨今の預貯金利の低下により、平成2年度の45億7,000万円をピークに、6年度は17億8,000万円と大幅に減少してきている。このため、平成4年度から6年度にかけては運用収入積立金を取り崩して助成費の大幅な減少を防止してきているものの、助成実績も3年度の31億3,390万円をピークに減少し、7年度の助成予定額は21億7,800万円となっている。また、これに伴い、運用収入積立金も、平成3年度に34億399万円あったものが、6年度末には16億67万円まで減少してきている。

振興会は、振興会法第19条第1項第1号及び第29条の2第1項に基づき、振興基金により、i) 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動、ii) 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、iii) その他文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成等の文化の振興又は普及を図るための活動に対し必要な援助を行うこととされている。

日本芸術文化振興会業務方法書（昭和44年9月文化庁長官認可）によれば、振興基金による助成の対象は、i) 芸術創造普及活動（現代舞台芸術創造普及活動、映画の製作活動等6分野）、ii) 地域文化振興活動（地域文化施設公演・展示活動等3分野）、iii) 文化振興普及団体活動（アマチュア等の文化団体活動等2分野）の計11分野の活動である。平成6年度における助成実績は808件の23億890万円で、その内訳は、芸術創造普及活動への助成484件18億2,700万円（79.1パーセント）、地域文化振興活動への助成164件2億6,280万円（11.4パーセント）、文化振興普及団体活動への助成160件2億1,910万円（9.5パーセント）となっている。

今回、振興基金による助成事業の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 振興基金による地域文化振興活動への助成の対象は、民俗文化財の保存活用活動を除き、専ら

地方公共団体（地方公共団体が設置する公立文化施設や美術館等を含む。）あるいは公立文化施設の管理運営や当該地域において各種文化活動を行うために地方公共団体が設置した公益法人となっている。平成6年度の地域文化振興活動への助成実績のうちの地方公共団体への助成実績をみると、文化会館での公演活動については86件のうち42件（5,120万円）、美術館展示活動については54件のうち42件（7,950万円）、歴史的集落・町並み保存活用活動については7件のうち5件（1,430万円）となっている。

このような地方公共団体の活動に対する振興基金による助成は、当該地方公共団体の財政負担を軽減し芸術文化活動への財政支出を助長するという効果及び芸術文化活動の水準を向上させるという効果はあるものの、財政基盤が強い地方公共団体にとっては、助成がなければ公演・展示活動ができないものではない。また、助成を受けた地方公共団体では、活動終了後に振興会から交付される助成金は、既に全体事業費の予算措置が講じられていることから、雑収入あるいはその他収入等として当該地方公共団体の一般歳入に繰り入れられている状況にあり、調査した地方公共団体の中には、振興基金による助成は財政基盤の弱い民間芸術活動を優先させるべきであるとする意見がみられる。

② 振興基金による文化振興普及団体活動への助成の対象には、アマチュア等の文化団体活動と伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動とがあり、平成6年度では160件2億1,910万円（1件当たりの平均助成額136.9万円）の助成が行われている。

これらのうち伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動において、奈良国立文化財研究所内に事務局を置く任意団体である古都調査保存協力が行う伝統的文化財保存技術の調査研究（1件1,400万円）に対し助成しているが、その内容をみると、主に中国各地における埋蔵遺構等の調査研究活動となっているが、調査研究活動に従事している者の大半は、奈良国立文化財研究所の職員であり、振興基金の助成対象とすることは、より効果的な助成を行うという観点から適当でないと考えられる。

③ 振興基金による助成は、「芸術文化振興基金助成金交付要綱」（平成2年7月日本芸術文化振興会規程第292号）に基づき行われており、助成を受けようとする個人・団体は、助成対象分野（募集活動区分）ごとに、前年度の所定の時期（現代舞台芸術創造普及活動の分野において、助成金交付要望書を持参する場合、平成6年度募集は6年1月5日から14日まで）までに振興会（地域文化振興活動及び文化振興普及団体活動については、原則として都道府県教委経由）に助成金交付要望書を提出することとされている。

振興会では、助成金交付要望書の提出のあったものについて、芸術文化振興基金運営委員会

（委員15人）の各部会（4部会）の専門委員会（13委員会）において、活動目的・内容の的確性、活動内容の実現性、助成金交付の緊要度等を審査の上、助成採択候補を選定しており（平成6年度募集については、6年3月2日から23日にかけて開催されている各専門委員会で助成採択候補を選定）、年度当初に芸術文化振興基金運営委員会で決定された助成対象分野ごとの配分計画額に基づき、4月から5月にかけて各部会及び専門委員会において助成対象活動及び助成額を内定し、該当する応募者に通知している。

助成の内定通知の時期を経年的にみると、平成3年度は8月、4年度から6年度までは6月、7年度は5月下旬となっており、早期化してきてはいるものの、内定通知以前の年度始めに活動を予定している個人・団体にあっては、助成されるか否かが不明であり、資金計画が不明確なまま活動を開始しなくてはならない。また、ポスター、チラシ、プログラム等において義務付けられている振興基金の助成による活動である旨の記載及び基金のシンボルマークの表示は、社会的信用と評価を高める効果があるが、そのための対応が間に合わないなどの支障が生じている。

なお、調査した66芸術文化団体のうち24団体が内定時期の早期化を求めている。

したがって、文部省は、振興基金について、芸術文化活動に対する助成を重点的かつ効果的に実施する観点から、振興会に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 地域文化振興活動への助成については、地方公共団体の財政状況等を踏まえた審査を行うこととし、地方公共団体に対する助成採択を抑制すること。
- ② 文化振興普及団体活動への助成のうち、主に国の機関の職員により実施される活動への助成については、その在り方を見直すこと。
- ③ 芸術文化振興基金運営委員会における助成対象活動の選定及び助成額の内定に係る事務処理の見直しを行うことにより、年度当初に助成採択の可否を通知すること。

3 文化財の保護

(1) 史跡名勝天然記念物の実態把握の充実と指定地域等の見直し

(勸告)

文化財保護法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。同法において、文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるとされている。

文化財とは、文化財保護法第2条において、i)有形文化財(建造物、絵画、彫刻等の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものなど)、ii)無形文化財(演劇、音楽等の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの)、iii)民俗文化財(衣食住等に関する風俗慣習、民俗芸能等で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの)、iv)記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物で我が国にとって歴史上、学術上又は観賞上等の価値の高いもの)、v)伝統的建造物群(周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの)をいうとされている。文部大臣は、これらの文化財のうち重要なものを重要文化財(このうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝)、重要無形文化財、重要民俗文化財(有形、無形)及び史跡、名勝又は天然記念物(以下、史跡、名勝又は天然記念物を「史跡等」という。)として指定して保護しており、その指定件数は、平成6年度末現在、重要文化財が1万1,863件(うち国宝1,039件)、重要無形文化財が81件、重要民俗文化財が347件、史跡等が2,512件となっている。

今回、文部大臣が指定した文化財のうち、収蔵庫等の施設に保存されている美術工芸品等とは異なり自然環境や国土開発等の影響を受けやすい史跡等について、その保存管理状況等を、20都道府県の485件を抽出して調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 史跡等の指定等

文部大臣は、記念物のうち、i)貝塚、古墳、都城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、ii)庭園、峡谷、海浜等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、iii)動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものをそれぞれ史跡、名勝又は天然記念物として指定し、そのうち特に重要なものを「特別史跡」、「特別名勝」又は「特別天然記念物」に指定し保護している。それぞれの指定件数は、平成6年度末現在、史跡が1,337件(うち特別史跡57件)、名勝が260件(うち特別名勝28件)、天然記念物が915件

(うち特別天然記念物72件)の合計2,512件となっている。

史跡等に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)をしようとするときは、文化財保護法第80条等に基づき文化庁長官の許可(あらかじめ文化財保護審議会に諮問が必要)を要することとされており、平成6年度の現状変更等の許可件数は2,153件に上っている。

現状変更等に係る規制は、貴重な史跡等を適切に保護していくために必要なものである一方、その所有者の財産権に対する制約となる場合や、一定の広がりのある地域が史跡等として指定された場合(以下、その地域を「指定地域」という。)には土地等の利用規制を伴うため、開発事業等によって制約となる場合があり、そのための調整を適切に行うことが必要である。今回、史跡等の保存管理状況等について調査した結果、次のとおり、適切な保存措置や、指定地域の見直し等について検討が必要なものがみられた。

(7) 史跡

史跡の指定地域においては、遺跡、地下遺構、歴史的景観等を保護するため、これらが損傷しないように現状変更等が制限されているが、調査した史跡282件の中には、i)指定地域の一部が都市計画法に基づく市街化区域(第1種住居専用地域又は住居地域)にも指定され、市街化の進行や無許可の現状変更による開発等により、保護すべき地下遺構が破壊されてしまっているものや、指定当時との現況が相当変化しているもの(昭和32年指定の島根県松江市の「金崎古墳群」のうち第6号墳から第11号墳まで、昭和2年指定の京都府京都市の史跡名勝「嵐山」のうち西京区上海道町周辺や右京区嵯峨周辺等、昭和6年指定の岐阜県関ヶ原町の「関ヶ原古戦場」のうち決戦地の一部並びに徳川家康最後陣地、東首塚及び西首塚の全部)、ii)当該史跡を管内に有する市町村等から、指定地域が広範囲にわたっているため各種の開発行為によって制約となっており、適切な保護を図るため指定地域の見直しを求める意見・要望があるものなどがみられる。

(4) 名勝

名勝の指定地域においても史跡と同様、景勝地等としての価値を損なわないように現状変更等が制限されているが、調査した名勝44件のうち、特別名勝「松島」は、景勝地として大正12年3月に宮城県塩釜市、松島町等1市4町の約1億3,000万平方メートルの地域(うち6割ないし7割は海面部分)が指定されているが、市街化の進展に伴い、その保存管理計画において「要指定解除地区」(約211万平方メートル)が設定され、本地区区内で行われる現状変更等の許可は事実上不要とされている地域がみられる。また、名勝「木曽川」は、溪谷や深淵等が見

られ風致景観が優秀で学術的価値が高いとして、昭和6年5月に岐阜県（各務原市、可児市、坂祝町）と愛知県（犬山市）の木曽川流域が指定されている。これらのうち各務原市の指定地域は、約131万平方メートルと広範囲にわたり、このうち約15万平方メートルが昭和47年に市街化区域（第1種住居専用地域又は住居地域）に編入されたこと等から住宅団地が造成されるなど、名勝指定地域としての価値が低下していると考えられる地域がみられる。

（ウ）天然記念物

調査した天然記念物159件の中には、i）大正13年12月に指定されており指定地域の範囲が不明確であることから、指定の対象である樹木の保存上全く影響のないものまで現状変更等の許可が申請されているもの（熊本県熊本市内の「藤崎台のクスノキ群」）、ii）昭和18年8月に指定されているが、無許可による現状変更により、指定の対象である生息地（指定地域）の一部（全面積の約13パーセント）が消失している一方、近隣に未指定の生息地が複数あることから、指定地域の見直しが必要と考えられるもの（高知県高知市の「高知市のミカドアゲハ及びその生息地」）、iii）地震による隆起海岸の痕跡を残しているとして昭和28年11月に指定されたが、その後の風化により隆起した痕跡の視認が困難となっており、適切な保存管理が必要と考えられるもの（高知県土佐清水市の「唐舟島の隆起海岸」）などがみられる。

イ 指定地域等の見直し

史跡等の指定は、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号）により行われており、同基準によれば、例えば史跡の場合、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等が学術上価値があるもので、i）貝塚、集落跡等の類の遺跡、ii）都城跡等政治に関する遺跡、iii）社寺跡等信仰に関する遺跡など、史跡の類型ごとに9つの種類を設け、そのうち優秀なものや価値が高いものを指定するとされている。一方、指定の解除基準については、文化財保護法第71条第1項において、史跡等がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部大臣は、その指定を解除できるとされている。また、文化庁は、指定時の現況を変更せずに保護していくことが文化財保護法の趣旨であり、文化財としての価値が低下してきた場合は適切な保護管理施策を検討することが前提であり、直ちに指定地域の見直し、史跡等の指定解除を行うべきものではないとしている。

このようなことから、平成元年度以降、史跡等の指定の解除が行われたものは、天然記念物について、指定対象である植物の枯死、植物群落の消失又は動物群集の消失による12件（うち追加指定を伴う一部解除が3件）である。

しかし、全国の史跡等の中には、i）文化財保護法の制定により廃止された史跡名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号）に基づき戦前に指定されているものが1,343件（史跡562件、名勝172件、天然記念物609件）と全体の53.5パーセントあること、ii）指定後の自然環境の変化、国土開発の進展等に伴い指定当時の現況を保存することが困難となっているものがみられること、iii）指定地域の範囲が不明確であること等から指定地域の所有者等にとって過大な負担を生じているもの等がみられる。このため、史跡等で指定後相当期間経過しているものについては、保護の状況等について実態把握を行い、必要な保存とその活用方策を検討・実施し、保護の対象が失われているなど指定当時と著しく現況が変化し保存が困難となっている場合は、指定の解除等を行うことが必要と考えられる。

したがって、文部省は、史跡等の保存とその活用を適正に行う観点から、史跡等の定期的な実態把握を行い適切な保存施策を講ずるとともに、その保存が著しく困難な場合においては、指定地域の見直し、指定の解除等を行うことについて検討する必要がある。

(2) 重要文化財の公開等に関する規制の見直し

(勸 告)

文化財の所有者その他関係者は、文化財保護法第4条第2項において、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならないとされている。

重要文化財の公開は、文化財保護法第47条の2第1項において、所有者が行うものとされ、管理団体がある場合は、管理団体（以下、所有者及び管理団体を「所有者等」という。）が行うものとされている。また、同法第48条に基づく文化庁長官による公開として、文化庁長官の所有者等に対する勧告による公開、所有者等から国立博物館等に出品の申出があった場合に文化庁長官がそれを承認することによる公開等とがある。文化庁長官の勧告又は承認による重要文化財の出品・公開は、現在、国立博物館を始めとして全国12施設で行われており、その公開件数は、平成6年度、勧告による公開が580件、承認による公開が198件となっている。

また、所有者等以外の者による重要文化財の公開については、重要文化財の保存・管理に支障を生じさせないため、文化財保護法第53条において文化庁長官（重要文化財が所在する都道府県内において公開する場合は、「都道府県教育委員会への権限の委任について」（昭和39年6月27日文化財保護委員会告示第43号。以下「告示第43号」という。）により、当該都道府県教委）の許可が必要とされており、平成6年度の許可件数は、文化庁長官によるものが132件、都道府県教委によるものが50件となっている。

一方、デパート等の内部に設けられる臨時施設における国宝・重要文化財の公開については、「デパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開について」（昭和49年1月14日付け庁保美第25号文化庁次長通知）により、許可しないこととされている。

さらに、文化財保護法第44条に基づき、重要文化財を海外での展覧会に出品する場合、文化庁長官の許可（輸出許可）が必要とされている。

今回、重要文化財について、文化庁長官による公開、所有者等以外の者による公開及び文化庁長官による輸出許可の状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 文化庁長官による公開

文化庁長官の勧告又は承認による重要文化財の出品・公開が行われている施設は、前述のとおり、東京、京都及び奈良の国立博物館のほか、鎌倉国宝館、大阪市立美術館、仙台市博物館、石川県立美術館、埼玉県立博物館、滋賀県立琵琶湖文化館、岡山県立博物館、九州歴史資料館及び

名古屋市博物館の12施設となっている。

文化庁では、文化庁長官の勧告又は承認による出品・公開が行われているこれらの施設は、重要文化財の所在場所等に応じて選定した結果であるとしているが、この結果、北海道や四国には文化庁長官による公開を行っている施設がなく、地域的バランスを欠くものとなっている。

なお、上記12施設が所在しない12都道府県の17施設を抽出して調査した結果、9施設が文化庁長官の勧告又は承認による出品・公開が行われる施設となることを希望している。

イ 所有者等以外の者による公開

① 所有者等以外の者による重要文化財の公開に係る許可の基準は、「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について」（平成6年11月25日付け庁保伝第141号文化庁次長通達）に基づく審査基準により、i）公開場所となる施設において過去に重要文化財を公開したことがあるか否か、ii）新設施設及び過去に公開をしたことのない施設の場合は、事前に文化庁長官に協議をしているか否か、iii）公開の実施体制が整っているか否か等であるとされているが、温度・湿度等の環境条件や施設構造上の諸条件などの客観的な基準が定められていないために、どのような施設であれば公開が許可されるのか必ずしも明確になっていない。

② 文化庁では、昭和48年11月29日の熊本大洋デパートの火災（死者100人、負傷者124人）を機に、前述のとおり、デパート等の内部に設けられる臨時施設においては、一律に重要文化財の公開を許可しないの方針を採っている。その理由として、「デパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開について」において、デパート等の内部に設けられる臨時施設は、戦後久しく国民一般に優れた文化財を紹介する有効な場としてしばしば活用されてきたものの、「本来、文化財の保存活用を目的とする場所でないため防災等の施設設備の面から、また、学芸員等を置いていないため人的な面からも文化財の展示、保管に万全を期することが困難である」ことを挙げている。

また、デパート等の内部に附設されている常設の文化財公開施設についても、平成7年8月に定めた「文化財公開施設の計画に関する指針」（本指針は、「文化財公開施設の計画に関する指針」の策定について（平成7年8月30日付け庁保美第86号文化財保護部長通知）により都道府県教委等へ通知）中の「他の施設と併設する文化財公開施設の設計」において、商業施設等から隔絶されていること、文化財公開施設専用の出入口を設けること等とされていることから、今後この指針に基づいて建設されるものを除き、重要文化財の公開を許可することは困難としている。

しかし、i）デパート等については、防災等の施設設備の面で、昭和49年以降、消防法（昭

和23年法律第 186号)及び建築基準法(昭和25年法律第 201号)の改正等により、防火施設、消火施設、防災体制等が充実し、火災の危険性は大幅に低下してきていること、ii)調査した19都道府県の26デパートのうち18デパートが重要文化財を公開したいとしており、中には、学芸員を有し、美術館と同程度の防火・防犯対策を講じている常設の文化財公開施設を設けているものもあること、iii)デパート等の内部に附設されている常設の文化財公開施設において重要文化財の公開が可能になれば、国民の文化財に親しむ機会の拡大になること等から、デパート等の内部に附設されている既存の常設の文化財公開施設への上記の指針の適用に際しては、個々の施設の防災体制等の実情に応じ重要文化財の公開の許可を検討する余地があると考えられる。

- ③ 前述のとおり、所有者等以外の者が重要文化財を公開する場合は文化庁長官の許可を要するとされているが、文化財保護法第53条第1項により、あらかじめ、文化庁長官の承認を受けた博物館等において、国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、文化庁長官への届出で足りることとされている。しかし、文化庁は、重要文化財の公開については慎重な判断を要するとし、現在のところ、当該承認は行っていない。

近年、地方公共団体等において文化財公開施設の新設・拡充の動きが活発化してきており、さらに、地域によっては文化庁長官の勧告又は承認による出品が行われている施設と遜色そんしょくのない施設もみられることから、届出に基づく公開を認める余地があると認められる。

ウ 輸出許可

文化財保護法第44条において、重要文化財は輸出してはならないとされているが、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでないとされ、同法第84条の2第2項において、文化庁長官は、輸出を許可するに当たって、あらかじめ、文化財保護審議会へ諮問しなければならないとされている。この対象には、重要文化財を海外における一時的な展覧会に出品する場合も含まれている。

平成4年度から6年度までの文化庁長官による重要文化財の輸出許可件数は15件(これらのうち6件は、文化庁又は国立博物館が主催又は協力して実施したものである。)であり、これらはすべて、海外での博物館、美術館等において開催される展覧会への出品となっている。上記の輸出許可15件について、申請から許可までに要した期間は平均で60.5日、うち文化財保護審議会への諮問から答申までが22.2日と約3分の1となっている。

平成4年度及び5年度に文化庁長官による重要文化財の輸出許可を受けたもののうち、文化庁又は国立博物館が主催又は協力して行われた展覧会以外のものを2件抽出してみると、うち1件

は、4年度に許可を受けているが、2年度から文化庁に対し事前説明を行ってきたものである。また、残りの1件は、平成5年度に許可を受けているが、文化財保護審議会へ諮問しなければならないことから許可までに相当の期間を要しているとして、許可手続の簡素化とともに事務処理の迅速化を求めている。

したがって、文部省は、重要文化財の公開機会の拡大及び事務手続の簡素・合理化を図る等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 文化庁長官の勧告又は承認による重要文化財の出品・公開は、地域的バランスを考慮し、その拡大を図ること。
- ② i)所有者等以外の者による重要文化財の公開については、公開に係る許可の審査基準において、許可される施設の基準を明確にするとともに、デパート等の内部に附設されている既存の常設の文化財公開施設については、防災体制の確立状況等に応じて公開の許可について検討すること。
- ii)国の機関又は地方公共団体が重要文化財を公開する場合に届出で足りることとされる施設に係る文化庁長官の承認の基準を明確にし、重要文化財の公開を促進すること。
- ③ 文化庁長官による重要文化財の輸出許可については、文化財保護審議会へ諮問することを省略するなどにより、許可手続の簡素化を図ること。

(3) 権限委任の推進

(勸 告)

文化財保護法においては、国が指定する重要文化財及び史跡等を保護するための権限は原則として文部大臣又は文化庁長官の権限とされているが、同法第99条において、文化庁長官は、必要があると認めるときは、文化庁長官の権限の一部を都道府県教委に委任することができるとされている。現在、この委任ができるとされているものは、i) 重要文化財（国宝を含む。）及び史跡等の現状変更等の許可（重大な現状変更等の許可を除く。）、ii) 重要文化財及び史跡等の環境保全状況等の調査のために報告を求めること、iii) 重要文化財の公開の許可等となっている。

一方、近時、都道府県教委の文化財保護に係る事務処理体制は逐次整ってきているとともに、「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」（平成6年7月文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会報告）において、「文化庁は、都道府県に対して国の権限の委譲に努めてきているが、今後とも、このような措置の拡大を図っていく必要がある。」と提言されている。また、自主・自立的な地方行政体制の確立及び事務処理の迅速化・簡素化を図る観点から、可能な限り国の権限を地方に委譲することが求められている。

今回、都道府県教委における文化財保護行政の実施体制、史跡等に係る現状変更等の許可、重要文化財の公開の許可の実施状況及び政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）における文化財保護行政の実施体制等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 都道府県教委における文化財保護行政の実施体制

文化庁が行った地方文化行政状況調査によれば、都道府県教委の文化財保護担当者数（公立博物館、埋蔵文化財センター、文化財保護関係財団法人等の職員を含む。）は、平成元年度2,286人（1都道府県平均48.6人）であったものが5年度には2,691人（同57.3人）と17.7パーセント増加してきている。さらに、当庁が調査した20都道府県教委の文化財保護担当者数は、1都道府県平均で、平成6年度は66.2人（埋蔵文化財専門職員44.3人、その他専門職員8.7人、事務系職員13.3人）となっており、逐次充実が図られてきていることから、権限委任の基盤となる都道府県教委における文化財保護行政の実施体制は、逐次整ってきていると認められる。

イ 史跡等に係る現状変更等の許可

史跡等に係る現状変更等の許可の都道府県教委への委任については、告示第43号の平成6年の改正によりその範囲が拡大されており、委任された許可権限の対象となる現状変更等は、①人家

密集地における木造又は簡易な建物の新築等で、建築面積が120平方メートルを超えないもの、②人家密集地における建物以外の簡易な工作物の設置、③設置期間が90日を超えない仮設物の設置、④既設の道路の簡易舗装、⑤枯損し又は病虫害を受けた木竹の伐採等9事項にわたる軽微な行為（国有財産等に係るもの並びに2以上の都道府県にまたがるものを除く。）及び9事項に準ずる行為とされている。また、文化庁告示により、個別に特定の史跡等を指定し、国有財産等に係る現状変更等及び重大な現状変更等を除き、許可権限を委任している（以下、この場合の委任を「個別委任」という。）。

史跡等に係る現状変更等の許可件数をみると、平成6年度においては、文化庁長官が許可したものが1,260件（58.5パーセント）、都道府県教委が許可したものが893件（41.5パーセント）となっている。

調査した20都道府県教委における史跡等に係る現状変更等の許可状況については、次のような状況がみられる。

① 現状変更等の許可申請は、通常、市町村教委を経由して都道府県教委に提出され、i) 都道府県教委に権限が委任されているものについては、都道府県教委の審査により許可がなされ、ii) 文化庁長官の権限に係るものについては、都道府県教委が必要な意見（副申）を付して文化庁に進達し、その許可は都道府県教委及び市町村教委を通じて申請者に通知されている。

平成5年度に現状変更等の許可を受けたもののうち、文化庁長官権限のもの288件及び都道府県教委権限のもの130件を抽出して、その処理期間をみると、文化庁長官権限のものは平均75.0日で処理されているのに対し、都道府県教委権限のものは平均27.4日で処理されており、文化庁長官権限のものの方が、文書送付期間や文化庁での審査期間を要すること、関係者との折衝に時間を要すること等から都道府県教委権限のものの2.7倍の期間を要している。

しかし、文化庁長官権限のものの場合、都道府県教委は副申を付して進達しているが、副申どおりに行われなかったものは少なく、文化庁長官の審査は書面（図面）審査により行われる場合が多い状況にある。

② 告示第43号により都道府県教委に許可権限が委任されている現状変更等は、前述のとおり、限定列挙されている9事項と、当該9事項に「準ずる行為」とされている。このため、限定列挙されている9事項には含まれていないが、例えば、史跡の指定地域内における簡易な既成物置の設置、小規模な鉄製時計塔の設置、コンクリートU字側溝の設置、植生マットによる芝張替等において、都道府県教委がその適否を判断することが可能と考えられるものまで文化庁長官の許可を受ける結果となっている例がみられる。一方、「準ずる行為」の範囲が不明確なこ

と等から、例えば、同一の史跡等において、又は同種の史跡等の間において、屋根の葺替工事や水道管、電話ケーブルの敷設工事に係る許可権者が文化庁長官となっていたり都道府県教委となっていたりする例があるほか、文化庁長官権限であるとして進達したものが都道府県教委の権限であるとして指導され、許可日を1か月遡^も及して処理している例、過去に許可実績がないものなどについては現状変更等の許可が必要か否かを文化庁にすべて問い合わせている例がみられる。

- ③ 現状変更等の許可申請のうち、当該変更行為等が国有財産に係るものについては、文化庁長官権限とされている。

このため、都道府県が国から無償貸与を受けている普通財産である史跡等について、公園区域内での老朽化した便所（6.61平方メートル）や休憩所（7.43平方メートル）の建替工事、祭り用ポンボリ（設置期限2か月以内の仮設物）の設置など、軽微な現状変更等についても文化庁長官の許可を受けている例がみられる。また、調査した都道府県教委の中には、名勝に与える影響が軽微なこと等を理由に文化庁に進達せず都道府県教委が自ら許可を与えている例もみられる。このようなことから、国有財産に係る軽微な現状変更等に係る文化庁長官の許可については簡素化の余地があると考えられる。

- ④ 個別委任について文化庁は、史跡等の保存管理について万全を期するため、地方公共団体が国の補助事業等により作成する「保存管理計画」が策定されている史跡等で、同計画において当該史跡等の特性、現状等に応じた適切な現状変更の基準等が記載されているものについて、都道府県教委の体制等を考慮しながら進めていると説明している。

保存管理計画の策定状況及び個別委任の状況について、次のような状況がみられる。

- i 「史跡等保存管理計画策定費国庫補助要項」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）において、地域を定めて指定した史跡等（指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有であるもの、環境整備事業（史跡等の保存と活用を図るための整備を行う事業で、文化庁が補助事業として行っているもの）が完了しているもの及び指定地域が墳墓、旧宅、単木等面積として狭少なものを除く。）について、当該史跡等が所在する地方公共団体が保存管理計画を策定しようとする場合に、文化庁が補助することとされている。また、同計画においては、指定地域について、当該史跡等に係る特性及び現状変更の許容の範囲に即した地区区分を行い、現状変更行為の制限の指針等を定めることとされている。

平成6年度末現在、史跡等数は全国で2,512件あり、このうち保存管理計画が策定されているものは201件である。文化庁では、指定地域の面積が狭少のもの等を除き今後策定が必

要なものは400件前後であるとしており、当庁が調査した史跡等の中にも、民有地が多く適切な保存管理を図るためには保存管理計画の策定が必要なものがかなりみられる。

- ii 保存管理計画が策定されている史跡等201件のうち、個別委任がなされているものは52件（個別委任されているものは53件あるが、うち1件は、地域を定めず指定されている天然記念物であり、保存管理計画に準じた管理指針を策定）となっている。しかし、個別委任がなされていない20都道府県の史跡等51件を抽出して保存管理計画の内容についてみると、i）保存する重要度に応じた地区区分等を行い現状変更行為への対処基準が示されているものが18件、ii）地区区分等は示されていないが、現状変更は特定のものあるいは軽微なものを除き原則として認めないとの内容になっているものが19件、iii）土地又は家屋の公有化を検討するなどの方針を記載しており、現状変更の基準を定めていないものが5件、iv）抽象的な整備方針のみとなっているもの等が9件ある。これらのうち、個別的に現状変更の制限の基準等が定められている上記のi）及びii）の37件が所在する14都道府県教委のうち、既に個別委任がなされている史跡等を有し現状変更等の許可事務を行っているところが10都道府県教委ある。

以上のとおり、都道府県教委の文化財保護行政の実施体制、現状変更等の許可の運営の実態等からみて、史跡等に係る現状変更等の許可権限については、都道府県教委に委任する範囲を拡大する方向で告示第43号を見直す必要があると認められる。また、保存管理計画の策定を促進するとともに、同計画において個別的な現状変更基準等を明記しているものについては個別委任の拡大を図る余地があると認められる。

ウ 重要文化財の公開の許可

所有者等以外の者が重要文化財を公開しようとする場合の許可のうち、都道府県教委に権限が委任されているものは、告示第43号により、当該都道府県の区域内の重要文化財を当該都道府県の区域内において公開する場合のみであり、当該都道府県の区域外において公開する場合及び公開物件中に当該都道府県の区域外に所在する重要文化財を含む場合は文化庁長官の権限とされている。所有者等以外の者が行う公開は、当該都道府県の区域内の重要文化財のみで行われることは少ないことから、平成6年度における重要文化財に係る公開許可件数182件のうち、文化庁長官の許可によるものが132件（72.5パーセント）となっている。

重要文化財の公開に係る許可の状況について、次のような状況がみられる。

- ① 文化庁では、「都道府県教育委員会への権限の委任について」（昭和39年6月27日付け文委庶第45号文化財保護委員会事務局長通知）により重要文化財の公開を許可する場合の取扱基準

を定めており、具体的には、i) 文化庁長官の行う公開の用に供するための勧告又は承認により国立博物館等に出品されている重要文化財を公開しようとする場合はあらかじめ文化庁長官に協議すること、ii) 文化庁長官が公開取扱いについて注意すべきとした公開取扱注意品目は原則として許可しないこと、iii) 公開実績のない施設における公開に係る許可に際しては文化庁長官に協議すること、iv) 許可を行う際の留意点（公開施設の防災設備、防災対策、防犯対策、管理体制等）などを示している。

重要文化財の公開に係る許可の審査等の状況をみると、調査したいずれの都道府県教委でも、当該都道府県の区域内の公開に係る許可申請について、上記の取扱基準等により適正に審査を行ってきている。また、当該都道府県の区域外の公開に係る許可申請についても、取扱基準に基づき十分な審査を行った上で、意見（副申）を付して文化庁に進達しており、進達したものはすべて副申どおり許可されていることから、都道府県教委でも適正な審査は可能であると考えられる。

② 文化庁では、重要文化財が所在する都道府県の区域外における公開に係る許可を文化庁長官権限としている理由として、公開しようとする重要文化財の保存状況も審査の対象となり、都道府県教委では当該都道府県の区域外の重要文化財の保存状況を把握していないためとしている。しかし、文化庁においても、全国に所在する重要文化財の保存状況は、補助事業等により修復等を行ったものに関する資料がある程度で、担当者の経験により把握しており、一方、保存状況の審査は、必要に応じ関係する都道府県教委の間で相互に照会することにより行うことは可能と認められることから、重要文化財が所在する都道府県の区域外における公開に係る許可権限についても、都道府県教委への委任を検討する余地があると認められる。

エ 政令指定都市の教委への権限委任

文化財保護法上、政令指定都市の教委に文化庁長官の権限を委任することができるものは、文化財保護法第100条に基づき、文化庁長官による公開のために出品された重要文化財の管理事務のみである。現在、「国の行う公開に伴う国宝又は重要文化財の管理事務の委任について」（昭和26年5月23日付け文委総第73号文化財保護委員会委員長通知）等の通達により、大阪市教委、名古屋市教委及び仙台市教委に委任されている。しかし、政令指定都市の教委への権限委任の可否については、次のような状況がみられる。

① 政令指定都市の教委を含め市町村教委には、文化財保護法上の許認可等の権限は委任されていないが、都道府県教委に対しその一部が権限委任されている史跡等に係る現状変更等の許可、重要文化財の公開に係る許可等の場合、事実上、市町村は、申請者から申請書の提出を受

け、その内容を確認した後、都道府県教委へ進達するとともに、文化庁又は都道府県教委が許可したものは市町村を通じ申請者に通知されている例が多い。

政令指定都市12市における文化財保護担当職員数をみると、埋蔵文化財担当職員を含め4年度の418人（平均34.8人）から5年度の458人（平均38.2人）と、その体制は逐次整ってきており、中には、都道府県教委に匹敵する体制となっているものもみられる。また、政令指定都市側においても、平成4年2月20日の国に対する「権限委譲に関する要望」の中で、重要文化財及び史跡等に係る現状変更等の許可や文部大臣又は文化庁長官に対する文化財保護に関する意見具申についての権限を委譲又は付与するよう要望しており、調査した政令指定都市7市のうち5市がこれらの権限を委任されることは可能であるとしている。

また、調査した政令指定都市の中には、都道府県教委の権限である史跡等に係る現状変更等の許可の申請に当たって、事実上副申を添付しているものが4市みられ（他の3市は、申請内容が軽微なものであることなどから副申を添付していない。）、いずれも副申どおり許可されている。

② 副申を添付して申請書を進達している京都市（文化財保護事務は、市長部局である文化観光局文化財保護課が所掌している。）について、同市が進達した京都府教委の権限である史跡等に係る現状変更等の許可事案37件を抽出し、その処理期間をみると、申請日から許可日まで2か月以上を要しているものが8件（21.6パーセント）ある。また、同教委の許可日から同市による申請者への通知日までに2週間を超えているものが16件（43.2パーセント）で、その平均処理期間は13.3日となっている。

このように、政令指定都市においては、文化財保護行政の実施体制が逐次整ってきており、また、これまでの文化財保護行政の経験等から事務処理能力も蓄積されてきていることに加え、事務処理の迅速化を図るためには、後述する埋蔵文化財に関する権限委任を含め、政令指定都市の教委への権限委任を検討する余地があると認められる。

したがって、文部省は、自主・自立的な地方行政体制の確立、事務処理の迅速化等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 史跡等に係る現状変更等の許可権限については、都道府県教委への委任範囲を拡大する方向で現行の告示第43号を見直すこと。その際、国有財産に係る現状変更の文化庁長官の許可についても簡素化を図るよう検討すること。

② 史跡等の保存管理計画の策定を促進するとともに、都道府県教委への個別委任の拡大を図ること。

- ③ 重要文化財の所在する都道府県の区域外での公開に係る許可権限を都道府県教委に委任することについて検討すること。
- ④ 文化財保護法上、都道府県教委に委任されている権限のうち、史跡等に係る現状変更等の許可等については政令指定都市の教委への委任を検討すること。

(4) 重要文化財の保存管理の適正化

(勸 告)

重要文化財が貴重な国民的財産であることから、重要文化財の所有者等は、文化財保護法第32条等に基づき、所有者等に変更があったとき、所在の場所を変更しようとするとき、重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失したとき等には文化庁長官に届け出なければならないとされている。

重要文化財の管理状況等を把握するための手段としては、文化財保護法第54条に基づく重要文化財の現状等についての文化庁長官による報告の徴収（「各都道府県教育委員会に対する権限の委任」（昭和29年9月15日文化財保護委員会告示第38号）に基づき都道府県教委へ委任）、同法第105条の2に基づき都道府県教委に置かれている文化財保護指導委員の巡視等がある。

今回、調査した17都道府県に所在する重要文化財 491件を抽出し、その管理状況を平成6年10月1日現在で調査した結果、所有者や所在の場所が変更されているにもかかわらず変更の届出が提出されていないものが14件、当該都道府県教委において重要文化財の所在が不明としているものが7件（刀剣、絵画等）認められた。これらの中には、所有者の死亡後、譲渡等により当該都道府県外に移動されているものもみられる。

このような状況が生じているのは、重要文化財の所有者等が必ずしも十分な保存管理を行っていないことや届出義務を必ずしも励行していないことにもよるものとみられるが、文化財保護行政側においても、文化財保護法第54条に基づく報告徴収が必ずしも十分行われていないほか、文化財保護指導委員の巡視対象が不動産文化財中心で美術工芸品等を対象としていない都道府県教委もあるなど、重要文化財の保存管理の現況を定期的に把握するシステムが十分でないことによるものと認められる。

したがって、文部省は、文化財保護法第54条に基づく報告徴収を活用し都道府県教委と共同又は協力して重要文化財の保存管理状況を定期的に把握する仕組みを導入することについて検討する必要がある。

(5) 埋蔵文化財の事務処理体制等の見直し

ア 発掘調査の迅速化

(勸告)

貝塚、古墳、住居跡などの遺跡や、土器、石器などの遺物が土地に埋蔵されている場合、これを埋蔵文化財といい、埋蔵文化財が包蔵されている土地を埋蔵文化財包蔵地というとしてい
る。埋蔵文化財包蔵地は、従来からその存在が知られていたり、地表で識別できる場合もある
が、周知されている埋蔵文化財包蔵地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）は、平成5
年3月現在、全国に約37万か所あるとされている。

文化財保護法第57条の2においては、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外（以下「土木工事
等」という。）の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする者は、発掘に着手しよ
うとする日の60日前までに（都道府県教委を経由して）文化庁長官に届け出なければならないこと
とされ、この届出を受けた文化庁長官は、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、
発掘に関し必要な事項を指示することができることとされている。また、文化財保護法第57条の
3において、国の機関、地方公共団体等（以下「国の機関等」という。）が土木工事等の目的で
発掘しようとする場合には、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あ
らかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならないこととされており、当該通知を受けた
文化庁長官は、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をするこ
とができることとされている。文化庁長官の指示又は勧告の内容の実態は、i) 慎重な土木工事
等の実施、ii) 土木工事等の実施に当たっての地方公共団体職員の立会い、iii) 土木工事等の着
手前の発掘調査の実施、iv) 土木工事等の計画の一部変更による遺構等の全部又は一部の現状の
保存のいずれかとなっている。これらのうち、上記iii)の発掘調査の実施の指示又は勧告があ
った場合には、発掘調査を行うこととなるが、通常、事業者は、発掘調査を行う能力を有してい
ないことから、都道府県教委、市町村教委又は埋蔵文化財の発掘を専門的に行うために設立された
財団法人等に依頼して実施している。

平成6年度において、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出等の件数は全国で
2万4,513件あり、土木工事に伴う発掘調査の届出等の件数は9,494件となっている。

近年、国土開発の進展に伴い、埋蔵文化財の保護と開発事業の実施との適切な調整とともに、
発掘調査の迅速化が大きな課題となっている。

今回、18都道府県教委及び46市町村教委（市長部局で文化財保護行政を担当している1市を含

む。以下同じ。）の埋蔵文化財に係る発掘調査の事務処理状況及び発掘調査体制について調査し
た結果、以下のような状況がみられた。

(7) 発掘調査の事務処理状況

- ① 周知の埋蔵文化財包蔵地において民間事業者による土木工事等が行われる場合、通常、
i) 計画段階における都道府県教委又は市町村教委との事前協議、ii) 文化財保護法に基づ
く文化庁（都道府県教委経由）への土木工事等の届出、iii) 工事内容等に応じた文化庁（都
道府県教委経由）からの指示、iv) 文化財保護法に基づく発掘調査の文化庁への届出、v)
発掘調査の着手、vi) 発掘調査の完了という手順により、一連の手続が行われる。

調査した都道府県教委において民間事業者による土木工事等の届出があったもののうち、
平成5年4月から9月末までに発掘調査が指示された83件の平均事務処理期間についてみる
と、i) 事前協議から土木工事等の届出までが149.2日、ii) 土木工事等の届出から発掘調
査の指示までが24.7日、iii) 発掘調査の指示から発掘調査の届出までが16.5日、iv) 発掘調
査の届出から発掘調査の完了までが80.8日であり、事前協議から発掘調査の完了までの総処
理期間は271.2日となっている。

- ② 発掘調査に係る事務処理期間が長期化している例をみると、次のとおり、事業者から発掘
調査を依頼された市町村教委の発掘調査体制の不備に起因するものが多くなっている。

i 事前協議を受けた市町村教委が、当該教委の発掘調査体制からみて発掘調査の実施時期
が1年ないし2年先となることから、民間事業者に事前協議の段階で土木工事等の届出を
遅らせるようにしたこと等により、事前協議の開始から発掘調査の完了まで400日以上を
要している例（12件）

ii 土木工事等の届出を受け、都道府県教委は市町村教委を通じ民間事業者に発掘調査の実
施を指導したが、市町村教委においては、過年度に届出を受けた未着手の発掘調査を優先
させたことから、当該年度に届出があった事案について、事前協議から発掘調査の着手ま
でに300日前後の期間を要している例（4件）

iii 市町村教委において、埋蔵文化財担当の専門職員が不足していることから、発掘調査の
前段階である試掘調査の終了後も発掘調査が実施できず、民間会社の協力を得て実施する
こととなったため、事前協議から発掘調査の完了までに400日以上を要している例
（2件）

- ③ このため、i) 共同住宅の建設が遅れ、土地の購入費（9億円）に対し1年間の金利負担
4,500万円の支出を余儀なくされている例、ii) 分譲住宅の売出しが1年2か月遅れた例、

iii) 共同住宅の建設等を中止した例等がみられる。

(イ) 都道府県教委及び市町村教委の発掘調査体制

① 文化財保護法においては、発掘調査の実施等埋蔵文化財に関する事務処理について都道府県教委と市町村教委との分担は示されていないが、調査した都道府県教委と市町村教委との分担の状況を見ると、i) 国及び都道府県の事業については、おおむね都道府県教委が分担し、市町村及び民間の事業については、おおむね市町村教委が分担するとしているものが15教委、ii) 複数の市町村にまたがる事業について、又は市町村教委の体制に応じて都道府県教委が分担するとしているものが3教委となっている。

② 調査した都道府県教委における発掘調査の実施主体をみると、都道府県教委の職員のみで行っているものが7教委、財団法人に行かせているものが6教委、都道府県教委と公益法人が共同で行っているものが4教委、財団法人と任意団体（遺跡調査会など）が共同で行っているものが1教委となっている。

また、埋蔵文化財担当の専門職員数を全国ベースでみると、財団法人の職員を含め、平成元年度は平均37.8人であったものが、6年度は平均47.9人となっており、その体制は逐次整ってきている。

③ 一方、調査した市町村教委における発掘調査の実施主体をみると、市町村教委の職員のみで行っているところが27教委、財団法人、民間会社あるいは任意団体等に行かせているものが8教委、市町村教委と任意団体が共同で行っているものが10教委、市町村教委と財団法人が共同で行っているものが1教委となっている。また、埋蔵文化財担当の専門職員数をみると、平成6年5月現在、市町村教委職員のための平均は5.9人、財団法人の職員を含めた平均は7.0人となっているが、最も多いもので35人であるのに対し配置していないものもあるなど、市町村教委によりかなり差がみられる。

なお、全国ベースでみると、平成6年度において埋蔵文化財担当の専門職員を配置している市町村数は1,259市町村であり、全国の6割以上の市町村で配置されていない状況にある。

(ウ) 発掘調査の迅速化

発掘調査の迅速化を図るためには、上記のような状況からみて発掘調査機関でもある市町村教委及び都道府県教委の体制の充実を図ることのほか、次のような制度上又は運用上の工夫を検討する余地があると認められる。

① 文化財保護法第103条においては、土木工事等の文化庁長官への届出及び通知（第57条の

2第1項及び第57条の3第1項）、文化庁長官による発掘調査に関する必要な指示及び勧告（第57条の2第2項及び第57条の3第4項）等文化財に関するすべての事務処理は、都道府県教委を経由するものとされ、その際、都道府県教委は必要な意見（副申）を付して進達しなければならないとされており、都道府県教委の行政庁としての役割は明確となっている。

一方、市町村教委は、文化財保護法第98条の2第1項に基づき「埋蔵文化財について調査する必要があると認められるときは発掘を施行することができる」こと及び同条第3項に基づき「発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる」こととされていることから、発掘調査の実施主体としての位置付けはなされているものの、行政庁としての役割は必ずしも明確になっていない。しかし、体制が整備されている政令指定都市等においては、事業者からの土木工事等に係る事前協議及び届出等を受けて、当該事業者との調整等を行い、事実上埋蔵文化財の取扱いについて判断し、形式的に都道府県教委に進達しているもの、都道府県の分担に属する事業について経由機関としての意見を付しているもの等もある。このため、埋蔵文化財の保護体制が整っている政令指定都市の教委については、文化財保護法上において埋蔵文化財に関する権限を明確にするとともに、土木工事等の届出、必要な指示等の文化庁長官の権限を委任することを含め、発掘調査の迅速化について検討することが必要と認められる。

② 文化庁では、埋蔵文化財の事務処理の迅速化を図るため、「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和56年2月7日付け庁保記第11号文化庁長官通知）等により、土木工事等の文化庁長官への届出又は通知を受けて指示又は勧告（土木工事等の計画の一部変更による遺構の全部又は一部の現状保存に係るものを除く。）を行う等の事務は、都道府県教委で処理することとし、文化庁へは3か月ごとにまとめて事後的に書類を送付することとしている。また、発掘調査の届出に係る事務についても、同様に取り扱われている。

上記の通達等により都道府県教委が処理したものについて、調査した都道府県教委では、文化庁から事後的に修正や指導を受けた例はないとしていることから、文化財保護法上もこれらの権限を都道府県教委に委任することを含め、都道府県の責任を一層明確化することについて検討する余地があると認められる。

③ 調査した都道府県における発掘調査の実施件数をみると、市町村教委が分担しているものが88.9パーセントを占めており、かつ、民間事業者の土木工事等に係る発掘調査については、大部分が市町村教委が分担し、実施件数が多いことから、市町村教委の方が業務量が過大な傾向がみられる。

また、i) 都道府県教委が分担している発掘調査は、国及び都道府県の事業に係るものが大部分であり、規模が大きく広域にわたっているものの実施件数が少ないこと、ii) 市町村教委の発掘調査体制上の問題から発掘調査の完了までに、前述のとおり長期間を要している事例が多いことから、都道府県教委と市町村教委との間において、発掘調査担当の専門職員を相互に派遣したり、市町村又は都道府県の枠を超えて広域的に相互派遣する仕組みを導入するとともに、発掘調査の分担を必要に応じて見直すことが必要と認められる。

- ④ 現在、発掘調査については、その精度及び質を確保する観点から、民間会社がその実施主体となることは望ましくないとされている。

しかし、i) 前述のとおり、市町村教委の体制上の問題から発掘調査が長期化している例もあり、ii) 調査した都道府県教委及び市町村教委の中には、事実上民間会社に発掘調査を委託しているものがあるほか、必要の都度民間会社の社員も参加させて遺跡調査会を設立し、発掘調査を行っているものもあるが、これらについては、特段の支障は生じておらず、iii) 民間会社の中には、考古学に関する専門的知識を有している職員を多数配置しているものがあり、発掘調査に迅速に対応できるなどのメリットもある。このようなことから、発掘調査を機動的かつ弾力的に行うためには、発掘調査に民間会社を活用することについて検討する余地があると認められる。

- ⑤ 周知の埋蔵文化財包蔵地において行われる土木工事等の届出から発掘調査の完了までの標準処理期間は、都道府県教委及び市町村教委の事務処理体制が十分確立していないこともあり、定められていない。

しかし、民間事業者が行う宅地開発事業や住宅建設事業等については、土木工事等の届出から発掘調査の完了までの期間の長短が採算面に直結しており、調査したこれら事業の中にも発掘調査に係る事務処理の遅れにより共同住宅の建設を中止したものがみられる等事務処理の長短が民間事業者の事業に相当な影響を及ぼしている例がある。一方、遺跡の種類、埋蔵状況等に応じた標準的な発掘調査期間等の算定に関する方針を作成することは可能であり、また、都道府県教委及び市町村教委の事務処理体制又は応援体制に応じた事務処理期間の算定に関する方針を作成することは可能と考えられる。

このようなことから、都道府県教委及び市町村教委の発掘調査体制の整備を促進するとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出から発掘調査の完了までの標準処理期間の算定に関するマニュアルを事務処理の促進を図る観点からも作成すべきものと認められる。

したがって、文部省は、埋蔵文化財の発掘調査に係る事務処理の迅速化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 埋蔵文化財に関する政令指定都市の教委の権限を明確にするとともに、文化財保護法に基づく土木工事等の届出及び通知、これら届出又は通知に対する指示又は勧告の権限の全部又は一部を文化庁長官から都道府県教委及び政令指定都市の教委に委任することを含め、その分担の在り方を検討すること。
- ② 都道府県教委に対し、市町村教委との発掘調査に係る分担を必要に応じ見直すよう指導すること。また、都道府県教委と市町村教委との間において、発掘調査担当の専門職員を相互に派遣したり、市町村又は都道府県の枠を超えて広域的に相互派遣する仕組みを導入するよう検討すること。
- ③ 埋蔵文化財の発掘調査に民間会社を活用することについて検討すること。
- ④ 都道府県教委及び市町村教委の発掘調査体制の整備を促進するとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出から発掘調査の完了までの標準処理期間の算定に関するマニュアルを作成すること。

イ 事務の簡素化・適正化

(勸告)

近年、埋蔵文化財に係る届出等の件数が増加してきていることもあり、埋蔵文化財の発掘調査に係る事務処理の簡素化が求められている。また、発掘調査は、埋蔵文化財の適正な保護のために行われるものではあるが、結果として事業者を経済的負担を負わせるものであることから、文化財保護法第57条の2又は第57条の3に基づく文化庁長官による発掘調査の指示又は勧告は、適正に行われることが重要である。

さらに、埋蔵文化財の保護を適切に行うためには、地方公共団体において、文化財保護担当部局と開発担当部局等とが密接な連絡調整を行うことが重要となっている。

今回、18都道府県教委及び46市町村教委における埋蔵文化財に係る事務処理状況及び開発担当部局等との連携状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 文化財保護法第98条の2第1項に基づき、地方公共団体は埋蔵文化財の発掘調査を実施することができることとされており、この場合、同法第57条第1項に基づく発掘調査の届出は不要であるが、文化庁は、「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和50年9月30日付け庁保管第191号文化庁次長通達）により、発掘調査の実施を事前に把握するとの趣旨から、地方公共団体に対し、同法第57条第1項に基づく発掘調査の届出に準ずる方式により発掘調査の着手の30日前までに文化庁長官へ通知するよう求めている。しかし、調査した都道府県教委及び市町村教委がこの通知を行ったもののうち394件を抽出してみると、300件（76.1パーセント）が発掘調査の着手前30日未満又は発掘調査の着手後に通知しているが、文化庁は、特段その改善について指導をしていない。また、事後的に3か月分の書類をまとめて送付している都道府県教委もみられるが、当該教委に対し、文化庁は個別に了解を与えている。

このようなことから、地方公共団体に対し発掘調査の着手の30日前までに文化庁長官へ通知させる必要はなく、事後報告で対応できるものと認められる。

② 文化庁長官による発掘調査の指示又は勧告を行う場合の基準として、文化庁は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」（平成5年11月19日付け庁保記第75号文化庁次長通知）等により、i）工事による掘削が埋蔵文化財に及ぶ場合、ii）恒久的な建築物、道路その他の工作物を設置する場合、iii）盛土、一時的な工作物の設置等で、それが埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合を挙げている。これらのうちiii）については、どのような場合に発

掘調査が必要となるかが事業者を理解し難いものとなっており、また、調査した都道府県の官・民の67開発事業者のうち、14事業者が発掘調査が必要となる場合の基準の明確化を要望している。文化庁では、上記iii）の場合に発掘調査が必要か否かについては、各都道府県教委のブロック単位の連絡協議組織（以下「地方ブロック」という。）ごとに、埋蔵文化財の種類、内容、現況等に対応した一定の基準を設定させ、これに準拠して具体的な遺跡等の状況を把握の上、判断するよう都道府県教委に対し指導している。しかし、このような基準は、平成6年10月の当庁の調査時点において、1地方ブロック（関東甲信越静岡ブロック文化・文化財行政主管課長会議）で内部的に設定されているのみで他の地方ブロックでは検討中となっている。

③ 埋蔵文化財の保護と開発事業等との調整を適切に行うためには、都道府県又は市町村の内部において文化財保護担当部局と開発担当部局等との連絡調整ルールが設けられていることが必要である。

文化庁は、上記「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」により、都道府県教委に対し、開発関係部局等との間において定期的な連絡調整の機会を設けるなど連携を密にするよう指導している。

調査した都道府県及び市町村において、埋蔵文化財の保護との調整を要する代表的な例である公共事業の実施、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用等の許可及び建築基準法に基づく建築確認について、それぞれの担当部局と文化財保護担当部局との間における連携状況をみると、次のとおりである。

i 都道府県においては、公共事業の実施については、都道府県教委が前年度に開発担当部局等から事業計画を把握する等の方法により連絡調整ルールが確立しているが、開発許可、農地転用等の許可及び建築確認については、連絡調整ルールが十分確立していないものがそれぞれ7都道府県、11都道府県、16都道府県みられ、その理由として、市町村において連携がとられていることを挙げている。

ii 市町村においては、定期的な連絡調整ルールが設けられていないものが、公共事業の実施については10市町村（21.7パーセント）、都市計画法の開発許可については4市町村（8.7パーセント）、農地転用等の許可については29市町村（63.0パーセント）、建築確認については20市町村（43.5パーセント）みられる。

iii このようなことから、調査した都道府県及び市町村においては、文化財保護担当部局と開発担当部局等との間における連絡調整が十分でないために、周知の埋蔵文化財包蔵地において無届で埋蔵文化財の破壊につながる開発が行われた例がみられる。

したがって、文部省は、埋蔵文化財の保護の徹底及び事務の簡素化・適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 地方公共団体が文化財保護法第98条の2第1項に基づく発掘調査を行う際の通達に基づく文化庁長官への事前通知は、事後報告に改めること。
- ② 地方ブロックごとの発掘調査の実施に係る標準を早急に設定するよう都道府県教委を指導すること。
- ③ 都道府県教委に対し、また、都道府県教委を通じ市町村教委に対し、開発担当部局等との一層の連携を図るよう指導の徹底を図ること。

ウ 発掘調査に係る費用負担の明確化

(勸 告)

土木工事等に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、多くの場合、当該土木工事等を行う民間事業者すなわち原因者がその費用を負担（以下「原因者負担」という。）している。この原因者負担については、文化財保護法上明確な根拠規定はなく、文化庁長官又は都道府県教委による発掘調査を行うべき旨の指示又は指導に従う結果として、民間事業者の費用負担により行われるものとなっている。具体的には、発掘調査の指示又は指導を受けた民間事業者はすべて、発掘調査の専門的知識を有する都道府県教委、市町村教委、財団法人等に発掘調査を委託し、その契約に基づいて費用を負担することになる。

一方、国の機関等が周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合も、文化庁長官又は都道府県教委の発掘調査を行うべき旨の勧告又は指導に従う結果として費用負担が行われているが、この場合の費用負担については、文化庁と関係省庁又は関係特殊法人との間にそれぞれ覚書が交換されている場合が多い。これらの覚書においては、発掘調査は都道府県教委等に委託して行うこと、発掘調査を委託する場合の費用（発掘作業費、報告書作成費等）は、関係省庁等が負担することが明記されている。

なお、個人住宅の建設等に伴う発掘調査については、「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づき補助金（国50パーセント、地方公共団体50パーセント）が交付され、個人負担は求められていない。

平成5年度における発掘調査費用の負担状況をみると、総額は1,134億円であり、このうち原因者負担分が1,087億円（95.9パーセント）、公費負担分が47億円（4.1パーセント）となっている。さらに、原因者負担分の負担者別の内訳をみると、都道府県が最も多く317億円（28.0パーセント）、次いで公団・公社等が222億円（19.6パーセント）、国が209億円（18.4パーセント）であり、民間事業者等は172億円（15.2パーセント）となっている。

今回、18都道府県及び46市町村における発掘調査費用の負担状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

① 調査した都道府県及び市町村における民間事業者による土木工事等に伴い行われた発掘調査のうち、平成6年4月から9月までの間に発掘調査費用が支払われたもの136件を抽出してみると、1件当たりの平均発掘調査費用は1,122万円となっており、中には民間事業者にとって相当な負担となっている例がみられる。

文化庁は、民間事業者が行う土木工事等に伴う発掘調査費用の原因者負担は定着してきているとしているが、調査した都道府県及び市町村のうち11都道府県及び36市町村（全体の73.4パーセント）では、原因者負担の説明に苦慮する場合があるとして、その法的根拠や費用負担の範囲等を文化庁が明確に示すよう希望している。

また、抽出調査した28民間事業者のうち、原因者負担の根拠や範囲を明確に説明するよう求めているものが5事業者ある。

さらに、調査した市町村においては、民間事業者が費用負担に応じていない例もみられる。

このように原因者負担については、民間事業者側、文化財保護行政側の双方からその根拠や範囲を明確に示すよう求める意見がある。

なお、発掘調査費用の原因者負担をめぐり、昭和54年に府中市において訴訟が提起されており、原告は、原因者負担により発掘調査を行わせる行政指導は違法であるなどと主張したが、58年の東京地方裁判所の判決で棄却され、また、60年の東京高等裁判所の判決でも、発掘調査を指示することは埋蔵文化財保護の見地からみて適切な措置であり、そのために発掘者がある程度の経済的負担（財産的出捐）を負う結果になるとしても、それが法の趣旨を逸脱した不当に過大なものでない以上、発掘者において受忍すべきものであるとして、原告の訴えは棄却されている。

また、文化庁では、昭和59年11月30日付けの事務連絡により、民間事業、公共事業を問わず、遺跡の範囲等を確認するための試掘調査については文化財保護担当部局の経費で実施するのが適当であるとしているが、調査した都道府県及び市町村のうち10都道府県及び22市町村において、試掘調査について原因者が何らかの負担をしている実態がみられる。

- ② 発掘調査の費用については、多くの場合、原因者である事業者が負担しており、事業者の側からは発掘調査費用の積算基準の明確化が求められている。

文化庁は、前述の文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」により、地方ブロックごとに標準的な発掘調査経費の積算基準を定めてこれに準拠するように努めるよう都道府県教委を指導している。この地方ブロックごとの標準的な積算基準は、平成6年10月の当庁の調査時点において、北海道・東北ブロック、関東甲信越静岡ブロック及び北陸ブロックの3地方ブロックで策定されているが、これらの地方ブロックにおいても、歩掛かり（1人日当たりの作業量）に幅があること、同一地方ブロック内とはいえ地層・地質に差があること等の理由から、これらの積算基準をそのままの形では利用していない都道府県もみられる。

また、文化庁は、個人住宅の建設等に伴う発掘調査について国庫補助を行っているが、その

対象を個人に限定している都道府県がある一方、個人以外に零細事業者をも加えている都道府県もある。

以上のとおり、発掘調査費用の負担については、その根拠や原因者に負担を求める費用の範囲について不明確となっている状況がみられる。

この原因は、文化財保護法上、発掘調査の費用負担に関する規定が整備されていないことにもよるが、文化庁においても、都道府県教委及び市町村教委に対し、原因者に負担を求める根拠、範囲等を明確に示していないことによると認められる。

したがって、文部省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県教委に対し、また、都道府県教委を通じ市町村教委に対し、周知の埋蔵文化財包蔵地において、民間事業者が行う土木工事等に伴う発掘調査の費用について、原因者に負担を求めることの根拠、その範囲及びその考え方を明確に示すこと。
- ② 発掘調査の費用について、都道府県教委に対し、地方ブロックごとに、適切な積算基準を策定するよう指導すること。また、個人住宅の建設等に伴う発掘調査についての国庫補助の対象となる範囲を明確化すること。

エ 出土文化財の取扱いの見直し

(勸 告)

近年、国土の急速な開発に伴い埋蔵文化財の発掘調査量が急増する一方、出土した文化財（以下「出土文化財」という。）も膨大なものとなってきている。文化庁では、これに対処するため、「埋蔵文化財調査センター建設費国庫補助要項」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）及び「出土文化財管理センター建設費国庫補助要項」（平成4年5月27日文化庁長官裁定）に基づき、地方公共団体に対し、埋蔵文化財の調査を行う埋蔵文化財調査センター及び出土文化財の整理、収蔵等を行う出土文化財管理センターの整備に要する経費を補助している。

発掘調査の結果発見された出土品については、遺失物法（明治32年法律第87号）、文化財保護法等の規定により、警察署長への埋蔵物としての差し出し、差し出された埋蔵物が文化財と認められるときの警察署長から文化庁長官への提出、文化財であるかどうかの文化庁長官の鑑査（この権限は、都道府県教委に委任されている。）等を経て、鑑査の結果文化財と認められたもののうち所有者が判明しないものについては、その所有権は、国庫に帰属することとされている。国庫に帰属した文化財については、その効用等からみて国が保有する必要のあるもの以外は、その発見者、その発見された土地の所有者又は発見地を管轄する地方公共団体に譲与等を行うことができることとされている。

また、発掘調査の成果である出土文化財については、適切に保管すること、研究資料等として活用することが求められている。

今回、18都道府県教委及び46市町村教委における出土文化財の保管・活用状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

(7) 出土文化財の保管・活用

- ① 調査した都道府県教委における鑑査の結果文化財と認められた件数と都道府県教委が発掘調査により発見した文化財（この場合は、鑑査の必要がない。）の件数との合計は、平成4年度及び5年度において、それぞれ1,840件、2,109件あり、これらのうち所有者が判明したものはなく、その所有権は国庫に帰属している。国庫に帰属した出土文化財で国において保有されるものは毎年1件ないし3件程度であり、また、文化財保護法第64条に基づき譲与等の手続を経て地方公共団体への所属とされた一部のものを含め、出土文化財の大部分は地方公共団体において保管されている。地方公共団体において保管されることとなった出土文化財は、調査した18都道府県では、平成4年度に1,836件、5年度に2,105件となってい

る。

現在、地方公共団体においては、国が保有することとなったものを除き、出土した文化財をすべて保管することとしている。その結果、文化財の保管量は年々増え続け、調査した都道府県及び市町村において平成5年度末現在で保管しているコンテナ数は96万5,907箱（サイズは地方公共団体により異なる。）に上っている。

なお、全国ベースでみると、平成4年度及び5年度に国庫に帰属することとなった出土文化財は、それぞれ4,016件、4,462件であるが、国が保有しているものは、それぞれ3件、2件となっている。また、出土文化財の保管量は、文化庁が行った昭和61年2月の調査によれば、都道府県分と市町村分とを合わせ184万箱となっている。

このように増大する出土文化財の保管について、調査した都道府県教委及び市町村教委の中には、次のとおり、保管スペースの確保に苦慮している状況にあるものがみられ、また、研究資料等として活用されている出土文化財は少ない。

- i 公立博物館のほか、小学校の空き教室等4施設で保管しているが、すべて満杯となっていることから、早急に保管施設を確保する必要があるが、保管スペースの確保に財政当局の理解が得られず、その対応に苦慮しており、また、研究資料等として活用されている出土文化財が少ないもの
- ii 埋蔵文化財調査センターの収蔵庫に9,500箱を収蔵しているが、保管スペースに余裕がなくなり、通路にも置いている状況であり、収蔵できない出土文化財は、同センターの周辺及び発掘現場に袋に入れて野積みし、ビニールシートで覆って保管しているもの
- iii 平成5年度に収蔵庫を整備したが、出土文化財約730箱で満杯となっており、今後の保管場所の確保の見通しは立っておらず、また、展示施設がないこと等から、1回貸出を行ったほかは出土文化財が全く活用されていないもの
- iv 昭和52年度から53年度にかけて国庫補助を受けて埋蔵文化財調査センターを建設したが、現在、保管スペースが満杯となっていることから、発掘調査を行った高架下の土地に収蔵庫を作って保管しているが、これも満杯となっている上、同センター本館の廊下にも600箱以上を保管しており、また、一部を除き出土文化財の研究資料等としての検索・活用が困難な状況となっているもの
- v 昭和59年に建設した文化財整理室だけでは保管スペースが足りず、平成4年度に単独事業で建設した収蔵庫も満杯となり、6年度には民間の倉庫を年間322万6,000円で賃借して収蔵しているが、これもスペースの約9割は既に埋まり、今後の保管場所の確保に苦慮

しているもの

vi 公立歴史資料館のほか、3 収蔵庫及び13棟のプレハブを設置して保管しているが、すべて満杯となっているため、^{かわら}瓦等の出土文化財を野積みしており、また、出土文化財の多くは、外部の人からの利用の要求に即応することは困難な状況にあるもの

文化庁は、このような状況に対し、平成6年度末現在で、46埋蔵文化財調査センター及び10出土文化財管理センターの建設費について補助してきているが、早晩これらの施設も満杯になることが予測されることから、出土文化財の適切な保管・活用を図る観点から、地方公共団体が保管している出土文化財について、その状態や活用の可能性等に応じ保管方法の効率化を図る方向で、その取扱基準を策定する余地があると考えられる。

② 開発事業に伴い実施される発掘調査は現状保存できない埋蔵文化財の記録保存のために採られる措置であることから、発掘調査の完了後に発掘調査報告書を作成することが必要となっている。

調査した都道府県教委において平成3年度に発掘調査が完了した329件について、発掘調査報告書の作成状況をみると、作成済みのものは159件(48.3パーセント)であり、半数以上が作成されていない。また、作成されていないものの中には、発掘調査が次年度以降も継続し、すべてが終了した後に発掘調査報告書を作成する予定であるとしているものもみられるが、発掘調査の実施を優先させているなどにより発掘調査報告書の作成の目的を有していないものもみられる。

(4) 出土品の鑑査

文化庁長官又は都道府県教委が発掘調査の結果発見した出土品については、文化財保護法第59条第1項等に基づき、警察署長への埋蔵物としての差し出しは必要とされず、警察署長への通知で足り、また、文化財であるかどうかの鑑査も必要とされていない。

一方、市町村教委が発掘調査の結果発見した出土品については、警察署長への埋蔵物としての差し出し及び都道府県教委による鑑査が必要とされているが、調査した都道府県教委においては、鑑査の結果文化財でないとされた例はなく、また、その鑑査は、警察署長から提出された文書のみで行われ、鑑定^{がい}するなどの方法では行われておらず、形骸化している。

したがって、文部省は、次の措置を講ずる必要がある。

① 出土文化財について、保管・活用の状況を調査し、その状態や活用の可能性等に応じ保管方法の効率化を図る方向で、その取扱基準を策定すること。

② 都道府県教委に対し、また、都道府県教委を通じ市町村教委に対し、発掘調査報告書の作成

を徹底するよう指導すること。

③ 市町村教委の発掘調査により発見された出土品の鑑査については、事務処理の簡素化を図る方向で、その在り方を見直すこと。

文化行政の現状と課題

平成 8 年 1 月 16 日 発行

定価は表紙に表示してあります

編 集

総 務 庁 行 政 監 察 局

〒 100

東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1

電 話 (03) 3581 - 6361

発 行

大 蔵 省 印 刷 局

〒 105

東京都港区虎ノ門 2 - 2 - 4

電 話 (03) 3587 - 4283 ~ 9

(業務部図書課ダイヤルイン)

落丁、乱丁本はおとりかえします。